

P R T R届出の手引き

～届出書の作成・提出の方法について～

この手引きは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に基づくP R T Rの届出に関して、届出書の作成方法や提出方法を解説したものです。各事業者の皆様におかれましては、この手引きをご活用いただき、正しく届出を行っていただきますようお願いいたします。

P R T Rの届出期間は毎年4月1日から6月30日までとなっております。お早めの届出にご協力ください。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日となります。

2024年 7月

経済産業省 ・ 環 境 省

－ 情報入手先 －

経済産業省及び環境省のP R T R関連ホームページには、

○化学物質排出把握管理促進法についての紹介

○P R T R制度の紹介

○排出量・移動量の算出方法（P R T R排出量等算出マニュアルほか）

○届出の方法や届出に必要な「P R T R届出システム」

「P R T R届出作成支援システム」「P R T R排出量等算出システム」

などの情報が掲載されておりますので、ご活用ください。

□経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

□環境省ホームページ

[https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk^{ゼロ}0.html](https://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html)

※独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）のホームページにおいても、参考となる情報が掲載されています。

□N I T E化学物質管理センターホームページ

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/prtr.html>

－ お問い合わせ先 －

P R T R制度、届出についてのお問い合わせ先は以下のとおりです。

□経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課

TEL: 03-3501-0080

E-mail: bz1-prtr-meyasubako@meti.go.jp

□環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

TEL: 03-3581-3351（内線 6358）

E-mail: ehs@env.go.jp

— 目 次 —

| | |
|-------------------------|----|
| I. 届出の前に（必ずお読みください） | 1 |
| II. 電子による届出について | 6 |
| 1. 電子による届出の方法 | 6 |
| 2. 電子情報処理組織使用届出書の作成方法 | 11 |
| 3. 電子による届出（届出ファイル）の入力要領 | 14 |
| III. 磁気ディスクによる届出について | 24 |
| 1. 届出ファイルの作成方法 | 24 |
| 2. 磁気ディスクによる届出の方法 | 25 |
| 3. 磁気ディスク提出票の作成方法 | 26 |
| 4. 届出ファイルの入力要領 | 28 |
| IV. 書面による届出について | 35 |
| 1. 届出書の作成方法 | 35 |
| 2. 書面による届出の方法 | 35 |
| 3. 二次元コード付き届出書について | 36 |
| 4. 届出ファイルの入力要領 | 38 |
| V. 変更届出について | 45 |
| 1. 提出後の届出内容の変更について | 45 |
| 2. 変更届出について | 45 |
| 3. 電子による変更届出 | 46 |
| 4. 磁気ディスクによる変更届出 | 47 |
| 5. 書面による変更届出 | 50 |
| VI. 取下げ願いについて | 54 |
| 1. 提出後の届出の取り消しについて | 54 |
| 2. 取下げ願いについて | 54 |
| 3. 電子による取下げ願い | 54 |
| 4. 磁気ディスクによる取下げ願い | 54 |
| 5. 書面による取下げ願い | 55 |
| 巻末資料 | 57 |
| 対象化学物質一覧 | 57 |
| 業種コード・届出先一覧 | 64 |
| 対象業種の区分 | 65 |
| 対象業種の概要 | 71 |
| 廃棄物の処理方法の分類 | 77 |
| 廃棄物の種類の分類 | 78 |
| 秘密情報の請求先 | 82 |
| 提出前のチェックシート | 83 |

<この手引きの利用法>

1. 「**I. 届出の前に**」を必ずお読みください。
2. 「**II.**」～「**IV.**」については、選択された届出方法の部分をご覧いただければ必要な情報を確認できます。また、巻末資料も、適宜参照してください。
3. 届出後に届出事項の変更の必要が生じた場合には、「**V.**」をご覧ください。
4. 記載されているページについては、本手引きの該当ページを参照してください。

I. 届出の前に（必ずお読みください）

2021年の化管法政省令改正に伴い、**2024年度の届出（2023年度把握分）から新様式での届出**になります。

旧様式は使用できませんので、書面届出をご利用される際はご注意ください。

※電子、磁気及び二次元コードつき書面における届出については、システム上で新様式に自動更新しております。

届出対象事業者に該当するか確認

P R T R制度に基づき、事業活動等に伴い環境に排出された対象化学物質の「排出量」及びその処理のため事業所の外に移動された対象化学物質の「移動量」について届け出なければならない事業者（届出対象事業者）は、以下の3つの要件をすべて満たす事業者です。

(1) 対象業種

営んでいる業種が「業種コード・届出先一覧」（P64）の業種に該当する事業者

(2) 従業員数

事業者全体として常時使用される従業員（P15の囲み）の数が21人以上の事業者

(3) 事業所の要件

対象化学物質（P57～）の年間取扱量（①・②）、特別要件施設の設置（③～⑥）

次のうちいずれかの事業所を有する事業者

- ① いずれかの第一種指定化学物質（P57～）の年間取扱量が1 t 以上である事業所（対象化学物質によっては、化合物中に含まれる金属元素、シアン、ふっ素、ほう素の量で判断するものもあります。②についても同じ。）
- ② いずれかの特定第一種指定化学物質の年間取扱量が0.5 t 以上である事業所
- ③ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所
- ④ 下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所
- ⑤ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する処理施設が設置されている事業所
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

※年間取扱量とは、年度内1年間（年度初め4月～年度末3月）に取り扱った対象物質の量のこと、対象物質の年間製造量と年間使用量を合計した量です。

「排出量」「移動量」の把握（算出）

届出対象となる事業者は、対象業種を営み、上記（3）事業所の要件に該当する事業所ごとに、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質について、1年間（4月から翌年3月まで）の環境への「排出量」及び「移動量」の把握（算出）を行ってください。

※算出方法の基本的考え方等については、「PRTR排出量等算出マニュアル」を参照してください。

届出期間

届出期間は、毎年4月1日から6月30日（最終受付日）までとなっています。お早めの届出にご協力ください。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

※電子による届出については、2022年度から2024年度に限り、7月31日まで届出が可能です。これまで電子届出を利用していない事業者は、この機会に利用を開始してください。なお、届出期限最終日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

なお、届出は前年度に把握された「排出量」、「移動量」が対象となります。

届出方法の選択

届出は、基本的に電子による届出をお願いします。やむを得ず電子届出が不可能な場合にあっては磁気ディスク、書面などの方法を選択してください。それぞれの届出方法は本手引きの該当箇所をご覧ください。

- （1）電子による届出（P6～）
- （2）磁気ディスク（CD-R等）による届出（P24～）
- （3）書面による届出（P35～）

届出書の作成

届出書は、届出者（事業者）や事業所に関する情報を記載する「本紙」（1届出1枚）及び排出量・移動量の数値を記載する「別紙」（届出対象化学物質ごとに1枚）で構成されます。届出を行う事業者は、事業所ごとに届出書を作成してください。

なお、電子や磁気ディスクによる届出のように、届出事項を指定の形式で電子化し保存した届出書を「届出ファイル」と呼んでいます。

（1）電子による届出の場合

届出ファイルは、NITEのHPから「PRTR届出システム」にログインし、届出画面から必要な項目を入力し作成してください。

（2）磁気ディスクによる届出の場合

届出ファイルは、NITEのHPから「PRTR届出作成支援システム」を利用し作成してください。

※環境省が公開している「PRTR排出量等算出システム」で作成した「届出ファイル」も磁気ディスクによる届出に利用できます。

(3) 書面による届出の場合

届出書の作成には、入力補助機能が搭載された「P R T R届出作成支援システム」又は「P R T R排出量等算出システム」を利用してください（二次元コード付き書面届出書）。「P R T R届出作成支援システム」はN I T EのHPから利用することができますので、マニュアルを参照して必要事項を入力し、印刷してください。押印の必要はありません。

届出書の提出

事業所ごとに作成した届出書は、事業所が所在する都道府県等の窓口へ提出してください。

(1) 電子による届出の場合

事業者の電子計算機（パソコン）から「P R T R届出システム」を利用して届出ファイルを作成し、そのまま届出を行ってください。（6月30日までです。ただし、2022年度から2024年度に限っては、7月31日まで届出が可能です。これまで電子届出を利用していない事業者は、この機会に利用を開始してください。なお、届出期限最終日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）都道府県等の窓口へ持参又は郵送の必要はありません。

なお、電子による届出を行う際は、事前に「電子情報処理組織使用届出書」（P11）を都道府県等の窓口へ持参、郵送またはメールにより提出し、届出に必要な識別番号（ユーザID）及び暗証番号（初期パスワード）を入手する必要があります。2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となりました。P R T R届出システムがより簡便に利用できるようになりましたので、是非ご活用ください。

(2) 磁気ディスクによる届出の場合

作成した届出ファイルを磁気ディスク（CD-R等）に保存し、「磁気ディスク本体」及び「磁気ディスク提出票」（P26）を持参又は郵送により都道府県等の窓口へ提出してください。（郵送の場合、6月30日必着。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）

(3) 書面による届出の場合

作成した届出書を持参又は郵送により都道府県等の窓口へ提出してください。（郵送の場合、6月30日必着。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。）

都道府県等の提出先

届出書は事業所が所在する都道府県等の窓口へ提出してください。都道府県によっては提出先を「都道府県の出先機関」、「政令指定都市」等としている場合がありますので、経済産業省のHPにある「都道府県等のP R T R担当窓口」または環境省のHPにある「P R T R届出提出窓口」を参照ください。提出された届出書は、都道府県知事等を経由して各事業を所管する大臣に到達することとなっています。

届出書の提出前のチェック

届出書の提出に際しては、事前に巻末資料の「提出前のチェックシート」により誤りがないかどうかご確認ください。

注意事項

(1) 複数の事業所を有する場合の提出先

複数の事業所を有する事業者においては、個々の事業所ごとに届出書を作成し、それぞれが所在する都道府県等の窓口へ提出が必要です。

(2) 届出書等の保管

届出書が都道府県等において受理された後も、国による集計結果の公表までの間、行政側から届出内容について問い合わせがある場合がありますので、届出書は必ず写しをとり、排出量等の算出に係る資料とともに保管しておいてください。(電子による届出の場合、写しの保管は不要です)

(3) 届出事項の記入・入力に際して

届出書の作成に際しては、誤りのないようご注意ください。

届出の事項は、ファイル記録事項として本法のP R T R制度に基づく開示請求の対象となります。

また、ファイル記録は、J I S X 0 2 0 1及びJ I S X 0 2 0 8で規定された文字で記録します。この範囲外の文字については類似文字やカタカナに置き換えてファイル記録されます。例：高 → 高、崎 → 崎、隆 → 隆、徳 → 徳 など

(4) 届出後の届出事項の変更

届出を行った後、その届出内容に追加、修正等の変更が生じたとき、「**変更届出**」の手続きが必要となる場合がありますので、速やかに都道府県等の提出先にお問い合わせください。

詳しくは、「**V. 変更届出について**」(P45～)をご覧ください。

(5) 秘密情報の請求

届出内容に秘密情報が含まれているために化学物質排出把握管理促進法第6条第1項に基づく請求を行う場合の請求先(請求書及び関連資料提出先)は、事業者が営む事業を所管する省庁となります。請求の際には、必ず事前にその省庁のP R T R担当部局に直接お問い合わせください。(秘密情報の請求先については、P82を参照)

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省にご連絡ください。

(6) 押印の不要化

2020年12月に様式を変更し、押印を不要としております。

－ 電子による届出利用のお願い －

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTTRの届出では2003年度よりインターネットによる電子届出を受け付けております。

電子による届出は、

- 窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる。
- 入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。
- 届出データを電子ファイルで保存・管理できる。
- 基本、前年度の電子届出の情報がデフォルトとして表示されている（別紙の排出量等の数値以外）。

などの特長があり、とても便利です。

*前年度が電子届出であれば、届出を行った第一種指定化学物質が分離・統合・削除されていない限り、当該物質の政令番号は2024年度届出から、自動的に管理番号に切り替わります。

2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となり、PRTTR届出システムがより簡便に利用できるようになりました。

2024年度以降のPRTTR届出においては、インターネットを利用した電子による届出をご利用ください。

（詳細は本書6ページからのⅡ. 電子による届出についてをご覧ください。）

電子届出を提出する際の操作方法を動画（以下 URL）にて公開しています。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWkU0j3xAKkv8NXDjxRL7yI10IG5jZS>

<電子による届出に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構（NITE）

化学物質管理センターリスク管理課システムサポート

TEL:03-5465-1683(直通) E-mail:info_prtr@nite.go.jp

Ⅱ. 電子による届出について

◎電子届出を提出する際の操作方法を動画（以下 URL）にて公開しています。
(<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWku0j3xAKkv8NXDjxRL7yI10IG5jZS>)

| | |
|----------------------|--------|
| 電子による届出の方法 | → P6～ |
| 電子情報処理組織使用届出書の作成方法 | → P11～ |
| 電子による届出（届出ファイル）の入力要領 | → P14～ |

1. 電子による届出の方法

電子による届出は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のHPから「PRT R届出システム」にログインします。届出画面へ必要な項目を入力して届出を作成し、都道府県知事等へ送信してください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

初めて電子による届出を行う際は、識別番号（ユーザID）、暗証番号（初期パスワード）を入手する必要がありますので、事前に「電子情報処理組織使用届出書」（P11）を都道府県等の窓口へ提出してください。

※一度入手したユーザID・初期パスワード等は、次年度以降の届出にも使用できるため、**電子情報処理組織使用届出書の再提出は不要**です。（登録内容に変更が生じた場合は、「PRT R届出システム」にログインし、変更することができます。）

※2023年度より燃料小売業の方の排出量算出がPRT R届出システムで行えるようになり
ました。
(P21 参照)

～電子による届出に必要な機器等の要件～

電子による届出には、あらかじめ以下の仕様を満たす機器等を用意する必要があります。
インターネットが利用できる環境であることが前提です。

| 必要なパソコンの条件 | | |
|------------|--|--------------------|
| OS | Windows 10 日本語版 | Windows 11 日本語版 |
| CPU | 1GHz 以上 | |
| メインメモリ | 4GB 以上を推奨 (最少 2GB) | |
| ブラウザソフト | 動作確認済みブラウザ： Edge (IE モードも含む)、Google Chrome | |
| ディスプレイ | 解像度 800×600 ピクセル以上 (1280×1024 を推奨) | |

※最新の情報はNITEホームページ (<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>) を、ご確認ください。

(1) 電子による届出の手順

以下①～⑧の手順に従って届出の手続きを進めてください。

①パソコン等及び通信方法の確認

届出に使用するパソコン等及び通信方法が、「電子による届出に必要な機器等の要件」(P6)に合致するか、ご確認ください。

②都道府県等の電子情報処理組織使用届出書の提出

電子による届出に必要なユーザID・初期パスワード等を取得するため、事業所の所在する都道府県等の窓口へ「電子情報処理組織使用届出書」(P11)を提出し、事業所情報を登録します。

必要事項を記入し、切手を貼った返信用封筒(定形)を添えて、事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。都道府県によっては、電子情報処理組織使用届出書を電子的に受け付けているところがあります。各都道府県等へご確認ください。

また、ユーザーIDを取得済みの場合、他の都道府県等に所在する事業所を、PRTTR届出システムから追加できるようになりました。(書面の電子情報処理組織使用届出書を改めて提出する必要はありません。)

※なお、登録された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRTTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、予めご了承ください。

③識別番号(ユーザID)及び暗証番号(初期パスワード)等の受け取り

(ア)ユーザID、(イ)初期パスワード、(ウ)ホームページアドレスが記載された「電子情報処理組織使用届出書登録情報」が都道府県等から送付されます。これらが不正使用されることがないように、適切に管理してください。

なお、電子情報処理組織使用届出書登録情報を紛失した場合は、事業所が所在する都道府県等の窓口にて再発行を依頼してください。

④届出ファイルの作成

入手したユーザID及び初期パスワードを用いて③で通知されたホームページからPRTTR届出システムへログインし、届出ファイルを作成してください。

具体的な作成(入力)方法は、「PRTTR届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

⑤届出ファイルの送信

本紙及び別紙のすべての項目の入力が終了したら、巻末資料の「提出前のチェックシート」を使用して最終チェックを行ってください。

確認後、届出ファイルを送信します。届出ファイルの送信は、届出期間内(毎年4月1日から6月30日まで(2022年度から2024年度に限り、7月31日まで届出が可能です。これまで電子届出をしていない事業者は、この機会に利用を開始してください。))にお願いします。ただし、届出期限最終日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

※届出の内容については、都道府県等で受け付けた後も、内容等に疑義があった場合、国による集計結果の公表(3月頃)までに、行政側から問い合わせがある場合があります。

⑥届出ファイルの送信確認

届出ファイルが送信されると、「排出量等届出（完了）」画面が表示され、整理番号が付与されます。「一覧へ」ボタンをクリックすると、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面が表示されます。

整理番号が表示され、処理状況欄が「届出済」となっていれば、届出は正しく送信されています。

<排出量等届出（完了）画面>

（「この内容で提出する」ボタンをクリックした直後に表示）

「一覧へ」をクリックします。

| 整理番号 | 事業所名 | 提出先 |
|-------------------|------|------|
| E2222100-00001-00 | 本社工場 | 静岡県長 |

整理番号と「届出済」の表示をご確認ください。

| 事業所名 | 提出先 | 整理番号 | 処理状況 |
|------|------|-------------------|------|
| 本社工場 | 静岡県長 | E2222100-00001-00 | 届出済 |

※上記は 2023 年度(2022 年度把握) 届出の例です。

※整理番号と「届出済」が表示されていない場合、届出内容は送信されていません。その場合には「届出作成」ボタンをクリックし、届出ファイルの作成と送信を行ってください。

⑦届出ファイルの受理

送信済みの届出ファイルが提出先の都道府県等で受理されると、通知メール（排出量等届出－受理）が送付されます。また、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面の処理状況欄が「自治体受理完了」となり、受理日欄に受理日（日付）が表示されます。

（届出システム上で、不備に対する照会があった場合は、電子メールで連絡します。）

<排出量等届出処理（事業所一覧）画面>

（提出先の都道府県等で届出ファイルが受理された場合）

ログインユーザ: [REDACTED] 画面サイズ 800 1024 1280 ヘルプ ログアウト
 前回ログイン日時: 2023年05月04日 15:43:17
 現在日付: 2023年05月04日 文字サイズ 小 中 大 AIチャットボット

TOP > 事業所一覧
 【HTD30001: 排出量等届出処理（事業所一覧）】

- 年度別排出量等届出の一覧を表示しています。
- 都道府県等から照会があった場合は「照会確認」ボタンが表示されます。これをクリックし、処理をしてください。

排出量等届出に係る処理

| | | | |
|--------|--------|----------|----|
| 排出把握年度 | 2021 年 | 提出先 | 全て |
| 処理状況 | 全て | 届出種別 | 全て |
| お知らせ状態 | 全て | 届出対象外の理由 | 全て |

検索

表示色説明
 照会あり

取得総件数 1件 表示件数 1件目~1件目

| 事業所名 | 届出先 | 整理番号 | 届出種別 | 照会日 | 受理日 | 各排出量等届出作成 | 確認事項 |
|------|---------------|-------------------|---------------|-----|------------|-----------------------|---------------|
| 本社工場 | 静岡県 経済産業大臣 | E2222100-00001-00 | 届出 自治体受理完了 | | 2023/05/04 | 届出作成 変更作成 取下げ作成 | お知らせ登録 未登録 |

取得総件数 1件 表示件数 1件目~1件目

表示色説明
 照会あり

「自治体受理完了」と受理日（日付）をご確認ください

※上記は 2023 年度（2022 年度把握）届出の例です。

※メールアドレスの変更や迷惑メールと判定されて通知メールが受信できない場合でも、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面に「自治体受理完了」と受理日が表示されていれば、届出の受理は完了しています。（この後、届出先の大臣で受理が完了すると、処理状況は「省庁受理完了」と表示されます。）

2. 電子情報処理組織使用届出書の作成方法

(1) 電子情報処理組織使用届出書の記入例

電子による届出に必要なユーザID・初期パスワード等を取得するために、あらかじめ「電子情報処理組織使用届出書」を都道府県等の窓口へ提出する必要があります。

※ユーザーIDを取得済みの場合、他の都道府県等に所在する事業所を、P R T R届出システムから追加できるようになりました。(書面の電子情報処理組織使用届出書を改めて提出する必要はありません。)

様式第4 (第12条関係)

電子情報処理組織使用届出書

××年××月××日 ①

神奈川県知事 殿

〒100-0013

届出者 (ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
住 所 東京都千代田区霞が関1-2-2 ③
(ふりがな) かすみがせきかぶしがいしゃ
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かんきょうたろう
代表取締役社長 環境 太郎
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

記

| | | |
|------------------------------|---------------|--------------------|
| ④ 担当者 (連絡及び 問い合わせ先) | (ふりがな) 氏 名 | かがく はなこ 化学 花子 |
| | 部 署 | 藤沢第一工場 環境安全部管理第一係 |
| | 電話番号 | 0466-XXXX-XXXX |
| | 電子メールアドレス | abc@xyz-mail.co.jp |
| ⑤ ※識別番号 | | |

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

| | |
|----------------------------|-------------------------------|
| ⑥ (ふりがな) 事業所の 名 称 | ふじさわだいいちこうじょう 藤沢第1工場 |
| 所 在 地 | 〒251-XXXX 神奈川県 藤沢 市区 町村 |
| (ふりがな) | あさひちょう 朝日町X-X |

備考 1 同一の都道府県内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次業を使用すること。
2 法人にあつては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
3 ※の欄には、記載しないこと。
4 届出書の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 電子情報処理組織使用届出書の記入要領

①『提出日』

- 電子情報処理組織使用届出書を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

- 提出先は事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）
- 「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『届出者』

- 住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。住所及び氏名は、届出を行う時点の情報を記入してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。
- 工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者の代理人として、届出者は委任することができます。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第4（第12条関係）

電子情報処理組織使用届出書

××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒 100-0013
(ふりがな) とうきょうとちよだくかすみがせき
届出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かすみがせきかぶしがいしや
氏 名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たろう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいいちこうじようちよう けいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づく届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することといたしましたので、届け出ます。

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『担当者』

- 届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記入してください。
- 電子情報処理組織使用届出書の提出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合があります
- 電子メールアドレスは、行政側からの連絡に必要となりますので、担当者が業務時間中に受信できるものを記入するようお願いします。
- ※-（ハイフン）_（アンダーバー）0（ゼロ）o（オー）1（いち）l（エル）等判別しにくい文字は、ふりがなの記載をお願いいたします。

⑤『識別番号』

- この欄は記入しないでください。

⑥『電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所』

- 届出を行う事業所の名称及び所在地を記入してください。

～複数の事業所について電子による届出を行う場合～

同一の都道府県等に存在する複数の事業所の届出は、同一のパソコンから行うことができます。電子情報処理組織使用届出書は、これらの事業所を一括して記入し、提出します。

以下のように電子情報処理組織使用届出書の2ページ目を使用してください。

届出を行う同一都道府県等の事業所が5つ以上ある場合は、様式の2ページ目をコピーしたものを、3ページ目以降として使用してください。

| (前業からのつづき) | |
|------------------|-------------------------|
| (ふりがな) 事業所の名称 | ひらつかだいさんこうじょう 平塚第三工場 |
| 所在地 | 〒254-xxxx 神奈川県 平塚市 |
| (ふりがな) | あかしちょう 明石町 x-x |
| (ふりがな) 事業所の名称 | おだわらこうじょう 小田原工場 |
| 所在地 | 〒250-xxxx 神奈川県 小田原市 |
| (ふりがな) | いしばし 石橋 x-x |

3. 電子による届出（届出ファイル）の入力要領

(1) 届出ファイル(本紙)の入力要領

具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

○入力漏れや入力ミスがあるとエラーが表示される場合があります。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を入力していただくようお願いします。

①『提出日』（送信日）

○届出ファイルを提出（送信）する日付を入力してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる事業（P16の囲み）を所管している大臣を選択してください。

○『提出先』は、事業所所在地に対応する都道府県知事等が自動的に反映されます。

③『届出者』※提出日（送信日）時点の情報です。

○電子情報処理組織使用届出（事前届出）又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業者の住所を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものです。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として委任することができます。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

○電子情報処理組織使用届出（事前届出）又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業者の名称を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

○2024年度から届出ファイルの様式に「法人番号」の入力欄が追加されました。

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）にのみ、入力してください。

⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

○事前届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業所の名称を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）また、事業者の名称は省略してください。

○「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）にのみ、入力してください。

⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報です。

○郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）は、事前届出により登録されている情報が自動的に反映されます。（事業所の所在地を変更した場合は、電子情報処理組織の変更届出の手続きを終了してから届出ファイルを作成してください。）

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○当該事業所において常時使用される従業員の数を入力してください。（注：届出書（届出ファイル）に入力するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は、事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

- ①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者
- ②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者
注1）常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。
注2）1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

| 役員※ ¹ | 正社員 | 嘱託 パート、 アルバイト等※ ² | 他への 派遣者 (出向者) | 別事業者 への 下請労働 | 他からの 派遣者※ ³ (出向者) | 別事業者 からの 下請労働※ ³ |
|------------------|-----|------------------------------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| × | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（※2参照のこと。）、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3 事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

※電子情報処理組織変更届出により、登録されている情報が**変更日**をもとに内容（事業者名や事業所名等）を自動的に反映します。変更日は、**実際に変更のあった日付**としてください。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を入力してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を選択又は業種コードを入力してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」（P64）から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分（P65～）や概要（P71～）、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

| | 業種 | 業種コード |
|-------|--------|-------|
| 主たる事業 | 化学工業 | 2000 |
| 従たる事業 | 自動車卸売業 | 5220 |
| | 商品検査業 | 8620 |

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」を選択してください。

⑩『担当者（問い合わせ先）』

○電子情報処理組織使用届出（事前届出）又は電子情報処理組織変更届出により登録されている情報が自動的に反映されます。届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合があります。

○2024年度から届出ファイルの様式に「電子メールアドレス」の入力欄が追加されました。
※なお、記載された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、予めご了承ください。

※「③ 届出者」については、提出日（送信日）時点の情報です。

また、届出事項④～⑧については、把握対象年度の4月1日（年度途中で事業を開始した場合は、開始した日）時点の情報となります。（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します。）

特に、把握対象年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

(2) 届出ファイル(別紙)の入力要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」(P57～)に掲げる第一種指定化学物質515物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質(「対象化学物質一覧」参照)と呼ばれる物質(23物質)があります。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛化合物」などがあります。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質の番号の順番(昇順)に対応して、1から連続する別紙番号が自動的に採番されます。

②『第一種指定化学物質の名称』

③『第一種指定化学物質の管理番号』

- 第一種指定化学物質の管理番号を入力する、又は化学物質の名称(別名があるものは当該別名)を選択して、届出を行う対象化学物質を指定します。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出(ニ以外)』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを入力してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量(質量)を入力してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域(河川、湖沼、海域等)へ排出した対象化学物質の量(質量)を入力してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先(排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域)の名称を選択してください(例:「〇〇川」、「××湾」等)。公共用水域への排出がない場合は選択しないでください。排水先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を選択してください。

公共用水域の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に入力してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に入力してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から該当するものを選択してください。埋立処分がない場合は選択しないでください。

また、鉱山保安法に基づきたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」としてください。

⑤ 『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを入力してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を入力してください。

ここでいう**廃棄物**とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダスト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

また、製品（有価物）として出荷する量などは移動量に算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないでください。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を入力してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や、実際に排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と入力してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0. 5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を入力してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を入力してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P57～）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を入力してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、複数の物質群に含まれる場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」を参照してください。

※特に見逃しやすい事項として「排出量等算出にあたってご確認いただきたい15のポイント」をN I T EのHPでもまとめていますのでご参照ください。

～燃料小売業の方の排出量算出がPRTR届出システムで行えるようになりました～

【操作方法】

(1) PRTR 届出システムの本紙入力画面にある「燃料小売業者向けの排出量算出」ボタンをクリック

The screenshot shows a form with fields for '担当者 (問い合わせ先)', '電話番号', and '電子メールアドレス'. Below these is a section for '第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量'. A button labeled '燃料小売業者向けの排出量算出' is highlighted with a red box.

(2) それぞれの受入量、給油量、ペーパー回収設備の有無を入力し、「排出量を算出する」ボタンをクリック

| 油種 | 受入時 ※単位は キロリットル です | | 給油時 ※単位は キロリットル です | |
|-----------|--------------------|--|--------------------|--|
| | 受入量 (kl/年度) | ペーパー回収設備 | 給油量 (kl/年度) | ペーパー回収設備 |
| プレミアムガソリン | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| レギュラーガソリン | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 灯油 | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 | 0 kl/年度 | <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 |

Buttons: 排出量を算出する (highlighted in red), 入力情報をクリア, キャンセル

(3) 排出量を算出後に「算出結果から別紙を作成する」ボタンをクリックすると、届出が必要な物質の別紙が作成されます。(別紙不要と表示された物質の別紙は作成されません)

| 第一種指定化学物質 | 排出量 (kg) | | | | 合計排出量 (t/年度) ※ (別紙) [(イ)大気への排出]欄に記入する数値) | 届出の要・不要 | 合計取扱量 (t/年度) |
|---------------|-----------|-----------|----|---|--|---------|--------------|
| | プレミアムガソリン | レギュラーガソリン | 灯油 | | | | |
| 53 エチルベンゼン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 80 キシレン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 300 トルエン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 392 ヘキサン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 400 ベンゼン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 691 トリメチルベンゼン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 731 ヘプタン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

※届出様式に記載する場合は、排出量の有効数字は2桁とすること。ただし、排出量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。

Buttons: 算出結果から別紙を作成する (highlighted in red), キャンセル

※本算出機能は、ガソリンスタンドにおける地下貯蔵タンクの場合を想定しています。これ以外の算出には使用できません。

(3) 照会の回答について

自治体から照会があった場合は、通知メール（排出量等届出－照会）が送付されます。メールを受信したら、「PRTR届出システム」にログインし、「排出量等届出処理（事業所一覧）」画面の照会日欄にある「照会確認」ボタンをクリックすると照会内容が表示されます。「変更不要で回答」、「変更届出」、「取下げ願い」のいずれかを選択し処理を行ってください。

※詳細は「PRTR届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

照会が発生するとボタンと日付が表示されますのでクリックしてください。

照会内容を確認してください。

理由を入力してください。

照会に対していずれかの処理を選択してください。

※上記は 2023 年度 (2022 年度把握) 届出の例です。

①『変更不要で回答』

届出内容を変更しない場合、理由を入力して「変更不要で回答」をクリックします。

②『変更届出』

届出内容を変更する場合「変更届出」をクリックすると、変更届出作成画面が表示されます。該当部分を修正し変更届出を作成して届出を行います。

③『取下げ願い』

届出する必要がなかった場合は「取下げ願い」をクリックし取下げ願いを作成して届出を行います。（「取下げ願い」の選択は、届出そのものを取下げることになりますのでご注意ください。）

Ⅲ. 磁気ディスクによる届出について

| | |
|----------------|---------|
| 届出ファイルの作成方法 | → P 24 |
| 磁気ディスクによる届出の方法 | → P 25 |
| 磁気ディスク提出票の作成方法 | → P 26～ |
| 届出ファイルの入力要領 | → P 28～ |

1. 届出ファイルの作成方法

NITEのHP（アドレスは本手引きの冒頭に掲載）から「PRTR届出作成支援システム」を使用（起動）して届出ファイルを作成します。具体的な作成（入力）方法は、「PRTR届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

※届出ファイルは、「PRTR届出作成支援システム」や「PRTR排出量等算出システム」等を使用して作成してください。ワープロソフト等その他のアプリケーションにより作成した届出書の電子ファイルを保存し提出されても、受理することはできません。

<届出事項入力画面>（「PRTR届出作成支援システム」の例）

※所定の項目を入力するだけで、届出ファイルが簡単に作成できます。

The image displays two screenshots of the PRTR submission system interface. The left screenshot shows the 'PRTR届出作成支援 (本紙)' form, which includes fields for reporting year (2014), reporting date, and reporting company information. The right screenshot shows the 'PRTR届出作成支援 (別紙)' form, which includes fields for chemical name, identification number, and emission data.

※作成した届出ファイルを磁気ディスク（CD-R等）に保存（記録）してください。

※保存する前に、巻末資料の「提出前のチェックシート」で入力事項の最終チェックを行ってください。

※保存する際の届出ファイル名は、届出する事業所の名称など区別しやすいものとしてください。

2. 磁気ディスクによる届出の方法

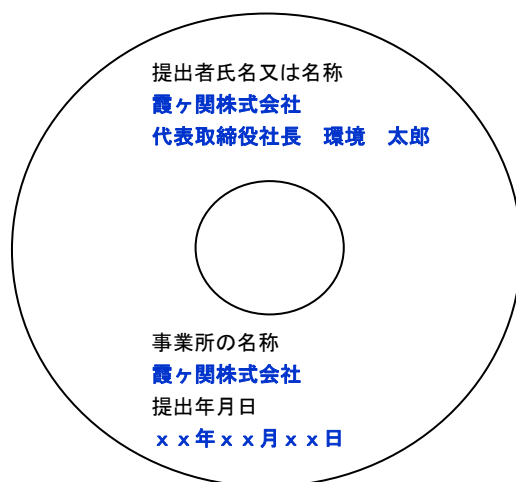
届出ファイルを保存した「磁気ディスク本体」及び「磁気ディスク提出票」(P26～)を事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。(郵送の場合、封筒の表に「P R T R届出書 在中」と朱書きしてください。)

磁気ディスク等の提出は、届出期間内(毎年4月1日から6月30日まで)にお願いします。(郵送の場合、提出先に6月30日必着)ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。

※磁気ディスクを郵送する場合は、プラスチックケースに収納するなどデータの保護に留意してください。

※磁気ディスク本体には、以下のように提出者氏名又は名称、事業所の名称、提出年月日を記載したラベルを貼付してください。CD-Rの場合、油性マジック等で直接記載するか、印刷してもかまいません。

<ラベル記入例>



※届出内容については、都道府県等において受け付けた後も、内容等に疑義があった場合、国による集計結果の公表(3月頃)までに、行政側から問い合わせがある場合がありますので、届出ファイルは必ず保存しておいてください。

3. 磁気ディスク提出票の作成方法

(1) 磁気ディスク提出票の記入例

様式第6 (第13条関係)

| | |
|-------|-------|
| ※受理日 | 年 月 日 |
| ※整理番号 | |

磁気ディスク提出票

***①**
××年××月××日

***②**
神奈川県知事 殿

〒100-0013
***③** (ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
提出者 住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かずみがせきかぶしきかいしゃ
氏名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たらう
代表取締役社長 環境 太郎

***④**
担当者 部署 藤沢第一工場 環境安全部管理一係
(問い合わせ先) (ふりがな) かがく はなこ
氏名 化学 花子
電話番号 0466-××-××××

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出(第6条第1項の規定による請求)(第6条第8項の規定による請求)に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項(及び事実を証する情報)を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている磁気ディスクに記載された事項は、事実と相違ありません。

***⑤**
1. 磁気ディスクに記載された事項

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書(様式第1の本紙及び別紙1~4)に記載すべき事項

2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

なし

備考 1 宛先の欄には、法第5条第2項の規定による届出にあっては都道府県知事、法第6条第1項又は第8項の請求にあっては主務大臣を記載する。
2 「磁気ディスクに記載された事項」の欄には、磁気ディスクに記載されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
3 「磁気ディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該届出(又は請求)の際に本票に添付されている磁気ディスクに記載されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
4 該当事項がない欄は、記載しないこと。
5 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(2) 磁気ディスク提出票の記入要領

①『提出日』

○届出一式（届出ファイルを保存した磁気ディスク等）を窓口へ提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

- 事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）
- 「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『提出者』※提出日時点の情報を入力してください。

- 提出者（事業者）の欄には、住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。
- 工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、提出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。その場合には、以下のように記入してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

様式第6（第13条関係）

| | |
|-------|-------|
| ※受理日 | 年 月 日 |
| ※整理番号 | |

磁気ディスク提出票

××年××月××日

神奈川県知事 殿

〒100-0013

提出者 (ふりがな) とうきょうとちよだくかずみがせき
住所 東京都千代田区霞が関1-2-2
(ふりがな) かずみがせきかぶしきかいしゃ
氏名 霞ヶ関株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちよう かんきよう たるう
代表取締役社長 環境 太郎
ふじさわだいいちこうじようちよう けいざい いちろう
代理人 藤沢第一工場長 経済 一郎

担当者 部 署 藤沢第一工場 環境安全部管理一係
(問い合わせ先) (ふりがな) かがく はなこ
氏名 化学 花子
電話番号 0466-××-××××

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出（第6条第1項の規定による請求）（第6条第8項の規定による請

※届出者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記載してください。

④『担当者（問い合わせ先）』

○磁気ディスクの破損等に備え、担当者連絡先は必ず記入してください。

⑤『磁気ディスクに記録された事項』

○この欄は、P26の記入例にならって記入してください。

4. 届出ファイルの入力要領

(1) 届出ファイル（本紙）の入力要領

具体的な作成（入力）方法は、「PRTR届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

○入力漏れや入力ミスがあるとエラーが表示される場合があります。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を入力していただくようお願いします。

①『提出日』

○磁気ディスクを提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を入力してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる業種（P30の囲み）を所管している大臣を選択してください。

○『提出先』は、事業所所在地に対応する都道府県知事等を選択してください。

③『届出者』※提出日（届出日）時点の情報を入力してください。

○住所（法人にあっては登記上または本社等の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を入力してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず入力してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○事業者（企業、会社、団体等）の名称を入力してください。（例：霞ヶ関株式会社）

○2024年度から、届出ファイルの様式に「法人番号」の入力欄が追加されました。

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）のみ入力してください。

⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を入力してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）
- 複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに届出ファイルを作成してください。各事業所の区別がつくように、異なる名称を入力してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）
- 「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称を、前回の届出時における名称から変更した場合（事業所の名称変更）のみ入力してください。

⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を入力してください。
- 郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

- 当該事業所において常時使用される従業員の数を入力してください。（注：届出書（届出ファイル）に入力するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

- ①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者
 - ②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者
- 注1）常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。
- 注2）1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

| 役員 ^{※1} | 正社員 | 嘱託 パート、 アルバイト等 ^{※2} | 他への 派遣者 (出向者) | 別事業者 への 下請労働 | 他からの 派遣者 ^{※3} (出向者) | 別事業者 からの 下請労働 ^{※3} |
|------------------|-----|------------------------------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| × | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（※2参照のこと）、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を入力してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を選択又は業種コードを入力してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」（P64）から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分（P65～）や概要（P71～）、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に係る業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合

化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

| | 業種 | 業種コード |
|-------|--------|-------|
| 主たる事業 | 化学工業 | 2000 |
| 従たる事業 | 自動車卸売業 | 5220 |
| | 商品検査業 | 8620 |

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」を選択してください。

⑩『担当者（問い合わせ先）』

○届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合がありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を入力してください。

○2024年度から届出ファイルの様式に「電子メールアドレス」の入力欄が追加されました。

※なお、記載された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、予めご了承ください。

※「③ 届出者」の情報については、提出日（届出日）時点のものを入力してください。

また、届出事項④～⑧については、把握対象年度の4月1日（年度途中に事業を開始した場合は、開始した日）時点の情報を入力してください（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します）。

特に、把握対象年度途中に会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

(2) 届出ファイル（別紙）の入力要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」（P57～）に掲げる第一種指定化学物質515物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質（「対象化学物質一覧」参照）と呼ばれる物質（23物質）があります。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛及びその化合物」などがあります。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質の番号の順番（昇順）に対応して、1から連続する別紙番号が自動的に採番されます。

②『第一種指定化学物質の名称』

③『第一種指定化学物質の管理番号』

- 第一種指定化学物質の管理番号を入力する、又は化学物質の名称（別名があるものは当該別名）を選択して、届出を行う対象化学物質を指定します。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを入力してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）の名称を選択してください（例：「〇〇川」、「××湾」等）。公共用水域への排出がない場合は選択しないでください。排水先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を選択してください。

公共用水域の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に入力してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に入力してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から該当するものを選択してください。埋立処分がない場合は選択しないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」としてください。

⑤『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを入力してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を入力してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダス

ト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

また、製品（有価物）として出荷する量などは移動量には算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないでください。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を入力してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や、実際に、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と入力してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0. 5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を入力してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を入力してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P57～）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を入力してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、複数の物質群に含まれる場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」を参照してください。

※特に見逃しやすい事項として「排出量等算出にあたってご確認いただきたい15のポイント」をNITEのHPでもまとめていますのでご参照ください。

IV. 書面による届出について

| | |
|-----------------|---------|
| 届出書の作成方法 | → P 35 |
| 書面による届出の方法 | → P 35 |
| 二次元コード付き届出書について | → P 36～ |
| 届出ファイルの入力要領 | → P 38～ |

1. 届出書の作成方法

届出書は、

入力補助機能が搭載された「P R T R届出作成支援システム」及び「P R T R排出量等算出システム」を利用してください（二次元コード付き書面届出書）。当該システムは下記HP等で利用することができますので、マニュアル等を参照して必要事項を入力し、印刷してください。

「P R T R届出作成支援システム」

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>

「P R T R排出量等算出システム」

<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtr/index.html>

「P R T R届出作成支援システム」等の利用が困難な場合は、N I T E化学物質管理センターリスク管理課P R T R届出問い合わせ窓口（info_prtr@nite.go.jp）までお問い合わせください。

2. 書面による届出の方法

作成した届出書（可能な限りP R T R届出作成支援システムを利用し、二次元コード付き書面届出書でご提出ください。）は、事業所が所在する都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。（郵送の場合、封筒の表に「P R T R届出書 在中」と朱書きしてください。）

届出書の提出は、**届出期間内（毎年4月1日から6月30日まで）**にお願いします（郵送の場合、6月30日必着）。ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日までとします。なお、本紙と別紙は紙面の左上1か所をホチキスで綴じて提出してください。

※届出を行う前に、巻末資料の「**提出前のチェックシート**」で記載事項の最終チェックを行ってください。

※届出内容については、都道府県等において受け付けた後も、内容等から疑義があった場合、国による集計結果の公表（3月頃）までに、行政側から問い合わせがある場合がありますので、**届出書の写しを必ず保存**しておいてください。

②燃料小売業用排出量算出方法

燃料小売業の届出書は「P R T R届出作成支援システム」を使用して容易に作成することが可能です。

「P R T R届出作成支援システム」 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/notify.html>

当システムは、排出量等計算・別紙作成機能が搭載されています。ガソリン（ハイオク・レギュラー）、灯油の受入量、給油量から取扱量を算出し、ガソリン成分中の対象化学物質（7物質）を、算出式に従い排出量の値を表示します。

<P R T R届出作成支援システム>画面例

入力後、「排出量を算出する」ボタンを押して下さい。

ガソリンの受入量／給油量等を入力します。

届出に必要な第一種指定化学物質を自動判定し、必要な別紙を自動的に作成します。

4. 届出ファイルの入力要領

(1) 届出ファイル（本紙）の入力要領

具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

○入力漏れや入力ミスがあるとエラーが表示される場合があります。また、必要な項目には必ず「ふりがな」を入力していただくようお願いします。

①『提出日』

○届出書を提出する日付（郵送の場合は、投函する日付）を入力してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる業種（P40）を所管している大臣を選択してください。

○『提出先』は、事業所所在地に対応する都道府県知事等を選択してください。

③『届出者』※提出日（届出日）時点の情報を入力してください。

○住所（法人にあっては登記上または本社等の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を入力してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず入力してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『事業者の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○事業者（企業、会社、団体等）の名称を入力してください。（例：霞ヶ関株式会社）

○2024年度から届出ファイルの様式に「法人番号」の入力欄が追加されました。

○「前回の届出における名称」の欄は、事業者の名称が、前回の届出時における名称から変更した場合（社名等の変更）のみ入力してください。

⑤『事業所の名称』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○事業所（工場、事業場、営業所等）の名称を入力してください。事業者の名称は省略してください。（例：本社、藤沢第一工場、虎ノ門製造所、新橋営業所など）

○複数の事業所を有する事業者は、事業所ごとに届出ファイルを作成してください。各事業所の区別がつくように、異なる名称を入力してください。（特に名称がない場合でも、本届出の便宜上、適切な名称を付けてください。）

○「前回の届出における名称」の欄は、事業所の名称を、前回の届出時における名称か

ら変更した場合（事業所の名称変更）のみ入力してください。

⑥『所在地』※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○郵便番号、所在地（都道府県名から番地まで）を入力してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを入力してください。

⑦『事業所において常時使用される従業員の数』

※把握対象年度の4月1日時点の情報を入力してください。

○当該事業所において常時使用される従業員の数を入力してください。（注：届出書に入力するのは事業所の従業員数です。ちなみに、届出対象事業者の判定は事業者全体の従業員数で判断します。）

～常時使用される従業員とは～

①排出量等の把握対象年度の4月1日時点で期間を定めずに使用されている者、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて使用されている者

②同把握対象年度の前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている者

注1) 常時使用される従業員の数には、対象業種に該当しない事業に従事する者も含まれます。

注2) 1日の勤務時間又は月の勤務日数は関係なく、雇用している期間で判断してください。

次の表に、常時使用される従業員として数える例（“○”のもの）を示します。

| 役員 ^{※1} | 正社員 | 嘱託 パート、 アルバイト等 ^{※2} | 他への 派遣者 (出向者) | 別事業者 への 下請労働 | 他からの 派遣者 ^{※3} (出向者) | 別事業者 からの 下請労働 ^{※3} |
|------------------|-----|------------------------------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|-----------------------------------|
| × | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ |

○使用されている人とは、正社員、嘱託・パート・アルバイト等と呼ばれている人（※2参照のこと）、他企業からの派遣・出向者をいいます。

○正社員であっても、他企業への派遣者・出向者は、使用されている人には含みません。

※1 役員は原則除きますが、役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時使用される従業員と考えます。

※2 嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者であって、上記①又は②に該当する場合は、常時使用される従業員に含まれます。

※3 事業者間における委託・請負・下請けによる別事業者からの労働者にあつては、委託等の契約期間を使用期間と読み替えます。

⑧『事業所において行われる事業が属する業種』

※把握対象年度の情報を入力してください。

○当該事業所において行われる事業が属する対象業種を選択又は業種コードを入力してください。「業種名」、「業種コード」は、「業種コード・届出先一覧」（P64）から選択してください。

○業種の説明については、対象業種の区分（P65～）や概要（P71～）、経済産業省・環境省のHPを参照してください。

～業種の考え方～

複数の業種を営む事業所は、当該事業所が営んでいるものの中から届出の対象をすべてあげ、その中で製造品等の出荷額・売上額が最も多い業務に関する業種を「主たる事業」とし、それ以外を「従たる事業」とします。

例：事業所が営んでいる業種（売上高）が以下の場合
化学工業（10億円）、塗装工事業（7億円）、塗料卸売業（3億円）、
自動車卸売業（2億円）、商品検査業（1億円）

| | 業種 | 業種コード |
|-------|--------|-------|
| 主たる事業 | 化学工業 | 2000 |
| 従たる事業 | 自動車卸売業 | 5220 |
| | 商品検査業 | 8620 |

※塗装工事業、塗料卸売業は届出対象業種ではありませんので、届出をする必要はありません。

⑨『本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無』

○当該事業所について法第6条第1項に基づく秘密情報の請求を行わない場合は、「無」を選択してください。

⑩『担当者（問い合わせ先）』

○届出後、行政側から届出内容について問い合わせがある場合がありますので、届出担当者の所属する部署、氏名、電話番号を入力してください。

○2024年度から届出ファイルの様式に「電子メールアドレス」の入力欄が追加されました。

※なお、記載された担当者の電子メールアドレス宛へ、NITEからPRTR届出に関するご案内等をさせていただくことがございますが、予めご了承ください。

※「③ 届出者」の情報については、**提出日（届出日）時点のもの**を入力してください。

また、届出事項④～⑧については、**把握対象年度の4月1日**（年度途中で事業を開始した場合は、開始した日）**時点**の情報を入力してください（「把握対象年度」とは、届出する前年の4月1日～届出する同年の3月31日を指します）。

特に、把握対象年度途中で会社等の合併や市町村合併があった場合はご注意ください。

(2) 届出ファイル（別紙）の入力要領

- この別紙は、「対象化学物質」ごとに作成してください。対象化学物質とは、巻末資料「対象化学物質一覧」（P57～）に掲げる第一種指定化学物質515物質を指します。このうち、特定第一種指定化学物質（「対象化学物質一覧」参照）と呼ばれる物質（23物質）があります。
- 例えば、クロム酸亜鉛やクロム酸カリウムのような物質は、本法では「六価クロム化合物」に含まれますので、これらの化学物質については、まとめて「六価クロム化合物」として届け出てください。この他、複数の化学物質をまとめる例として、「亜鉛の水溶性化合物」、「鉛化合物」などがあります。

①『別紙番号』

- 届出を行う対象化学物質の番号の順番（昇順）に対応して、1から連続する別紙番号が自動的に採番されます。

②『第一種指定化学物質の名称』

③『第一種指定化学物質の管理番号』

- 第一種指定化学物質の管理番号を入力する、又は化学物質の名称（別名があるものは当該別名）を選択して、届出を行う対象化学物質を指定します。

④『排出量』

- 把握対象年度1年間における対象化学物質の環境への排出量について、

『イ 大気への排出』

『ロ 公共用水域への排出』

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

『ニ 当該事業所における埋立処分』

のそれぞれを入力してください。

『イ 大気への排出』

事業所から大気中へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『ロ 公共用水域への排出』

事業所から公共用水域（河川、湖沼、海域等）へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『排出先の河川、湖沼、海域等の名称』

対象化学物質の排出先（排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の公共用水域）の名称を選択してください（例：「〇〇川」、「××湾」等）。公共用水域への排出がない場合は選択しないでください。排水先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の排出量が多い方を選択してください。

公共用水域の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/suiiki_name.html

『ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）』

事業所内の土壌へ排出した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、事業所敷地内で埋立処分をしている廃棄物に含まれる対象化学物質の量は、『ニ 当該事業所における埋立処分』の欄に入力してください。

『ニ 当該事業所における埋立処分』

事業所敷地内で埋立処分した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

なお、委託等により廃棄物を事業所の外へ埋立処分している場合は、「移動量」に該当しますので、『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』の欄に入力してください。

『埋立処分を行う場所』

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）に基づく最終処分又は鉱山保安法に基づく埋立場への埋立処分にあつては、廃掃法上の埋立の区分「安定型」、「管理型」、「遮断型」から該当するものを選択してください。埋立処分がない場合は選択しないでください。

また、鉱山保安法に基づくたい積場へのたい積処分にあつては、「管理型」としてください。

⑤『移動量』

○把握対象年度1年間における対象化学物質の当該事業所の外への移動量について、

『イ 下水道への移動』

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

のそれぞれを入力してください。

『イ 下水道への移動』

排水に含まれて事業所から公共下水道へ放流した対象化学物質の量（質量）を入力してください。

『移動先の下水道終末処理施設の名称』

対象化学物質の移動先（排出した下水の処理が行われる施設）の名称を選択してください（例：「〇〇下水終末処理場」、「××下水処理センター」等）。下水道終末処理施設への移動がない場合は選択しないでください。移動先が2つ以上ある場合は、当該対象物質の移動量の多い方を選択してください。

下水道終末処理施設の名称等が不明な場合は、経済産業省・環境省のHPからご確認いただくか、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

https://www.env.go.jp/chemi/prtr/notification/submit/gesui_name.html

『ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）』

廃棄物の処理を行うため、廃棄物に含まれて事業所の外へ運び出された対象化学物質の量（質量）を入力してください。

ここでいう廃棄物とは、各工程から発生する廃棄物・廃液、蒸留残さ、集じんダス

ト、使用済活性炭、水処理汚泥等の公害防止装置から発生する廃棄物、容器やタンクの残留物などです。

なお、有価物は廃棄物ではありませんので移動量には算入しないでください。

また、製品（有価物）として出荷する量などは移動量には算入しないでください。

『廃棄物の処理方法』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の移動先での処理方法を選択してください。（複数選択可）

『廃棄物の種類』

廃棄物の処理を行うため事業所の外へ移動した当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の種類を選択してください。（複数選択可）

「廃棄物の処理方法」と「廃棄物の種類」は、少なくともどちらか一方を必ず選択してください。当該事業所の外への移動がない場合は選択しないでください。

～排出量・移動量の算出について～

○排出量（イ～ニ）及び移動量（イ、ロ）のすべての項目に把握・算出した数値を入力してください。有効数字2桁で入力した結果、“ゼロ”となる場合や、実際に、排出量及び移動量がない項目（例えば、下水道を利用していない事業所における『イ 下水道への移動』の欄）については、「0. 0」と入力してください。

なお、年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0. 5トン以上）ある物質、及び他の法令で測定が義務づけられている物質は、排出量、移動量のすべての項目が「0. 0」であっても届出（別紙の作成）は必要です。

○「キシレン」、「ジニトロトルエン」のように、物質名に異性体の区分がされていないなど複数の物質を含む場合は、その対象化学物質に含まれるすべての化学物質（例えば、「キシレン」の場合は、「o-キシレン」、「m-キシレン」、「p-キシレン」のすべて）の合計量を入力してください。

○対象化学物質が「〇〇化合物」のような金属化合物（例：「亜鉛の水溶性化合物」、「カドミウム及びその化合物」、「銀及びその水溶性化合物」等）、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」については、それぞれの物質に含まれる「金属元素」、「シアン」、「ふっ素」及び「ほう素」に換算した量の合計量を入力してください。

なお、元素等に換算すべき対象化学物質については「対象化学物質一覧」（P57～）の最右欄に記載されています。

「アクリル酸及びその水溶性塩」や「臭素酸の水溶性塩」等は、換算せずに塩そのものの量を入力してください。

○金属化合物、「無機シアン化合物（錯塩及びシアン酸塩を除く。）」、「ふっ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素化合物」について、複数の物質群に含まれる場合（例えば、「クロム酸鉛」は「六価クロム化合物」と「鉛化合物」の両方に含まれる。）は、該当するすべての物質群ごとに別紙を作成してください。その際、例えばクロム酸鉛の場合、クロムに換算した量と鉛に換算した量が異なることに注意してください。

○排出量及び移動量の算出方法の詳細については、「P R T R 排出量等算出マニュアル」を参照してください。

※特に見逃しやすい事項として「排出量等算出にあたってご確認いただきたい15のポイント」をNITEのHPでもまとめていますのでご参照ください。

V. 変更届出について

1. 提出後の届出内容の変更について

届出を行った後、その届出内容に変更（追加・修正・削除等）が生じた場合、変更の意思表示としての「変更届出」を提出します。

届出内容の変更は、事業者からの申出による場合と、行政側の内容確認の結果による場合があります。

※過年度分の変更届出については、5年前の届出分まで提出可能となります。それ以前の届出に対する変更届出は受け付けておりません。

2. 変更届出について

変更届出とは、変更箇所及び変更理由を示す「変更届出書」と変更後の「新たな届出書一式」（様式第1の本紙及び別紙のすべて）等を提出する手続きのことです。電子や磁気ディスクによる変更届出の場合は、変更届出書と新たな届出書一式に相当するものは「変更届出ファイル」と呼びます。

○変更届出は、原則、当初の届出と同じ方法（例えば、電子による届出で届出を行った場合は、変更届出も電子による届出）で行ってください。同じ方法で変更届出ができない場合は、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

※排出年度が2022年度以前の変更届出につきましては、磁気及び二次元コード付き書面届出書は使用できません。二次元コードなしの書面届出にて変更届出を行ってください。

○変更届出書の「変更の内容」及び「その理由」に変更内容を記入（入力）し、かつ、該当箇所を変更修正した届出を作成してください。「変更の内容」を未記入（未入力）の箇所は、変更しないでください。

3. 電子による変更届出

①自発的な変更届出

排出量等届出一覧の該当する事業所の「変更作成」ボタンをクリックすると、変更届出書作成画面が表示されますので、変更届出を作成してください。

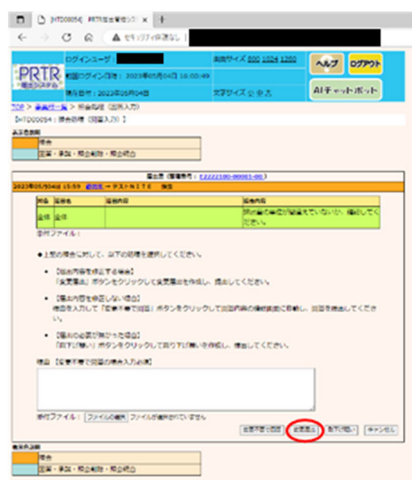


※上記は 2023 年度(2022 年度把握) 届出の例です。

※入力完了後、必ず「この内容で提出する」ボタンをクリックしてください。

②照会からの変更届出

自治体からの照会があった場合には、①の場合と同様に排出量等届出一覧の照会日欄にある「照会確認」ボタンをクリックし、照会内容を確認した上で、「変更届出」ボタンをクリックすると、変更届出書作成画面が表示されますので、変更届出を作成してください(P22 参照)。



※上記は 2023 年度(2022 年度把握) 届出の例です。

具体的な作成(入力)方法は「PRTR届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

4. 磁気ディスクによる変更届出

(1) 変更届出ファイルの作成方法

「P R T R届出作成支援システム」を使用して元の届出ファイルを修正し、変更届出ファイルを作成します。

具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

(2) 変更届出の方法

(1) により作成した変更届出ファイルを保存（記録）した「磁気ディスク本体」（提出者氏名又は名称、事業所の名称、提出年月日を記載したラベルを貼付したもの）、変更前に提出した提出票と同じ内容の「磁気ディスク提出票」（コピー可）（P26）及び「磁気ディスク内容変更依頼書」HPを都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。

(3) 磁気ディスク内容変更依頼書の記入例

| | |
|---|--|
| <p>磁気ディスク内容変更依頼書</p> <p style="text-align: right;">*① △△年△△月△△日</p> <p>*② 神奈川県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">〒100-0013 とうきょうとちよだくかすみがせき 東京都千代田区霞が関1-2-2 かすみがせきかぶしがいしや 霞ヶ関株式会社 だいひょうとりしまりやくしやちょう かんきょう たらう 代表取締役社長 環境 太郎</p> <p>*③ (ふりがな) 届出者 住所 (ふりがな) 氏 名</p> <p>*④ ××年××月××日付けの特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、提出した磁気ディスクに記録されている情報を、貴都道府県の電子計算機において、以下のとおり変更し再記録していただくようお願いいたします。</p> | |
| (ふりがな) 事業所の名称 | ふじさわだいいちこうじょう ----- 藤沢第一工場 |
| 排出量・移動量の 把握対象年度 | 2023 年度分 *⑤ |
| 変更の内容 *⑥ | その理由 *⑥ |
| <ul style="list-style-type: none"> ・トルエンの追加 ・ベンゼンのイ 大気への排出を訂正 | <ul style="list-style-type: none"> ・計算間違いのため ・計算間違いのため |

(4) 磁気ディスク内容変更依頼書の記入要領

①『提出日』

○変更届出を窓口へ提出する日（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）

○「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

③『届出者』※提出日時点の情報を記入してください。

○届出者（事業者）の欄には、住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『当初の届出書の提出日』

○元の届出ファイルの提出日を記入してください。

⑤『排出量・移動量の把握対象年度』

○排出量・移動量の把握を行った年度を記入してください。（例：2022年度）

⑥『変更の内容』『その理由』

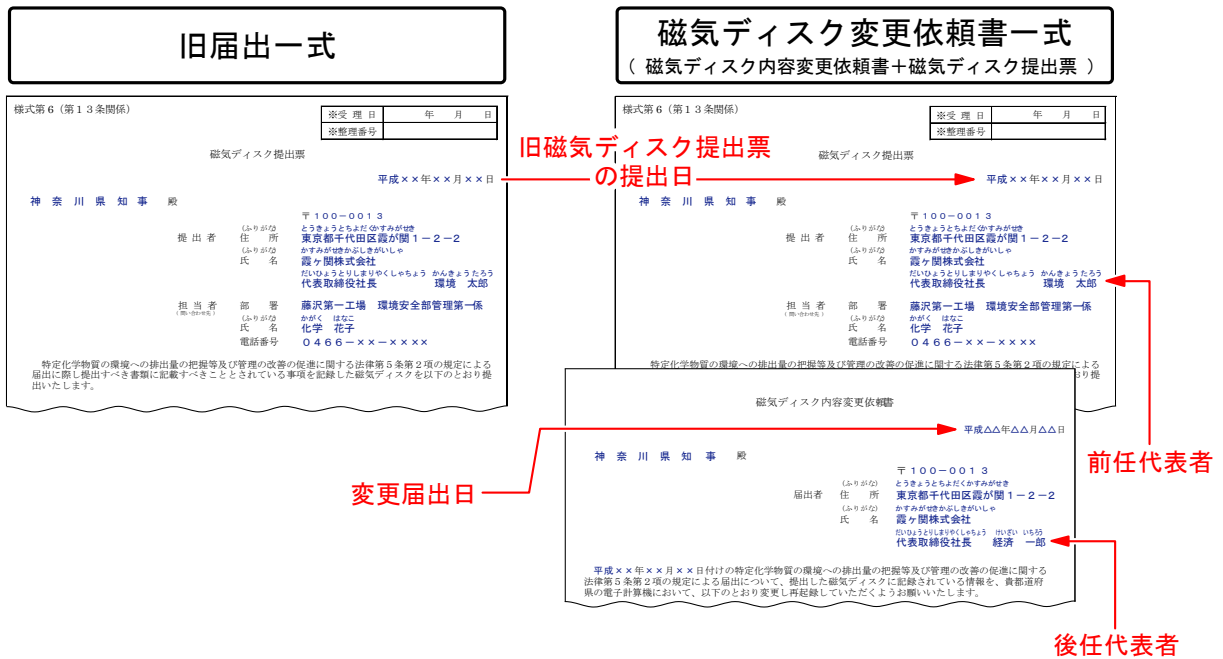
○変更の内容及びその理由を明記し、追加・修正箇所が分かるように記入してください。

記入例のほか、変更の理由には次のような場合が考えられます。

- ・取扱量を排出量として届け出たため
- ・製造品に含まれて搬出される対象化学物質の量を『移動量』として算出したため
- ・事業所の敷地外にある自社所有の埋立て処分場への処分量を『当該事業所における埋立処分』として届け出ってしまったため

※「P R T R届出作成支援システム」により、変更届出ファイル中「変更届出書」の必要事項に入力し、印刷した変更届出書を「磁気ディスク内容変更依頼書」に代えることができます。

※提出日の記入方法や磁気ディスク提出票の届出者が当初の届出者と変更になっている場合は、下図を参照してください。



※磁気ディスク変更依頼書の提出時点で元の届出の代表者と異なる場合は、磁気ディスク変更依頼書には「後任代表者」を、磁気ディスク提出票(コピー可)には、旧届出書の提出日時点の「前任代表者」を記入してください。

5. 書面による変更届出

変更の必要な頁（本紙及び別紙のうち修正が必要な頁）が限定される場合は、変更届出書と変更した頁のみで提出することが可能です。※

また、元の届出書の写しを修正して、変更届出と一緒に提出することも可能です。

※P R T R届出作成支援システムから変更届出書を作成する場合は、変更がない頁も含め、一式全体の提出をお願いします。

（1）変更届出書の作成方法

変更届出書は、経済産業省、環境省又はN I T EのHPか、「都道府県等のP R T R担当窓口」から入手することができます。入手した変更届出書に必要事項を記入してください。

（2）変更届出の方法

（1）により作成した「変更届出書」と変更後の「新たな届出書一式」（様式第1の本紙及び別紙のすべて。変更の必要な頁が限定される場合は、変更した頁のみでも可）を都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。

変更届出書、本紙及び別紙は紙面の左上1か所をホチキスで綴じて提出してください。

(3) 変更届出書の記入例

変更届出書

*②

*① △△年△△月△△日

経済産業大臣（神奈川県知事）殿

〒100-0013

*③

届出者住所 東京都千代田区霞が関1-2-2

届出者名称 霞ヶ関株式会社

(ふりがな) だいにょうとりしまりやくしやちよう けいざい たろう

代表者役及び氏名 代表取締役社長 経済 太郎

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、以下のとおり変更しましたので、変更後の届出書を別添のとおりに再提出いたします。

| | | |
|---|---|--------------|
| 事業所の名称 | 藤沢第一工場 | |
| 把握年度 *④ | 2023 年度 | |
| 変更の内容 *⑤ 例:①別紙追加(ベンゼンの追加) ②別紙削除(キシレンの削除) ③数値変更(大気排出量を 0.0 に変更) ④業種変更(主たる業種を鉄鋼業に変更) 等 | ①別紙追加(トルエンの追加) ②ベンゼンのイ 大気への排出を訂正 | |
| 変更の理由 *⑤ 例:①誤記・誤操作 ②失念 ③認識不足・認識違い 等 | ①計算間違いのため ②計算間違いのため | |
| 担当者 (問い合わせ先) | 部署 | 環境安全部管理第一係 |
| | (ふりがな) | かがく はなこ |
| | 氏名 | 化学 花子 |
| | 電話番号 | 0466-xx-xxxx |
| | 電子メールアドレス | ooo@xx.jp |

(4) 変更届出書の記入要領

①『提出日』

○変更届出を窓口へ提出する日（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○『届出先』は、「業種コード・届出先一覧」（P64）を参考に、事業所における主たる事業（P40）を所管している大臣を記入してください。

○『提出先』は事業所所在地に対応する都道府県知事等を記入してください。（例：神奈川県知事、横浜市長）

○「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などとは記入しないでください。

○あて先は大臣、都道府県知事等それぞれ1つ記入してください。

③『届出者』※提出日時点の情報を記入してください。

○届出者（事業者）の欄には、住所（法人にあっては登記上または本社の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください。

（ふりがなを忘れずに）

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。なお、届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『排出量・移動量の把握対象年度』

○排出量・移動量の把握を行った年度を記入してください。（例：2023年度）

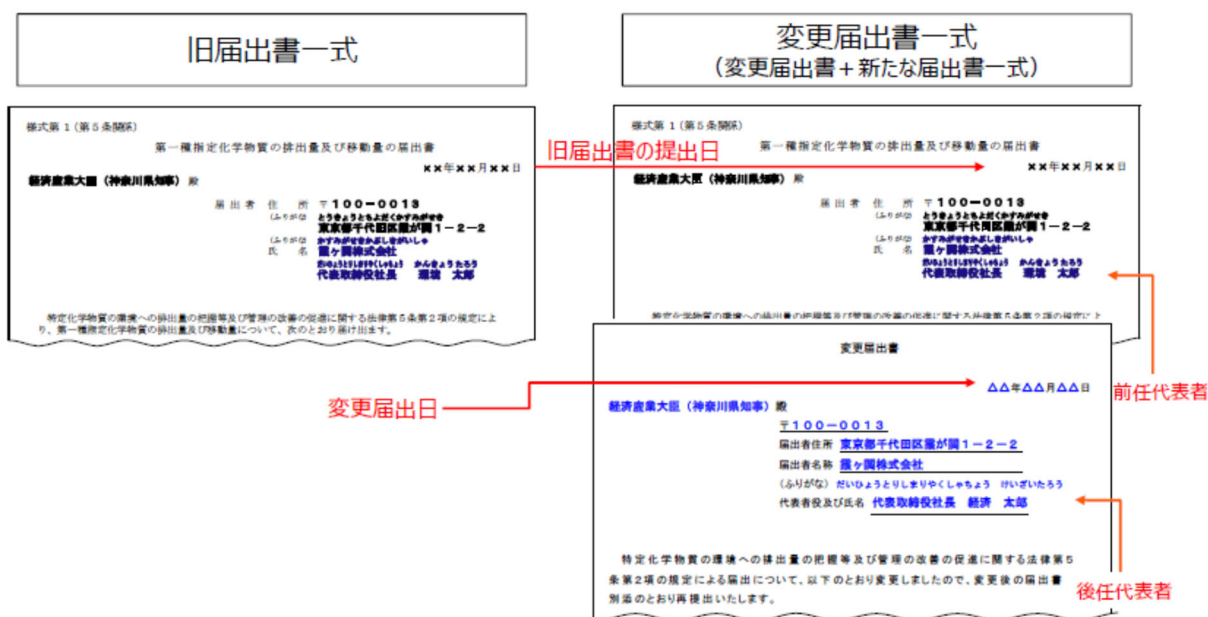
⑤『変更の内容』『変更の理由』

○変更の内容及びその理由を明記し、追加・修正箇所が分かるように記入してください。

記入例のほか、変更の理由には次のような場合が考えられます。

- ・取扱量を排出量として届け出たため
- ・製造品に含まれて搬出される対象化学物質の量を『移動量』として算出したため
- ・事業所の敷地外にある自社所有の埋立て処分場への処分量を『当該事業所における埋立処分』として届け出ってしまったため

※変更届出書の届出者が当初の届出者と変更になっている場合は、以下を参照してください。



※変更届出の提出時点で元の届出の代表者と異なる場合は、変更届出書には「後任代表者」を、添付する届出書（コピー可）には旧届出書の提出日時点の「前任代表者」を記入してください。

VI. 取下げ願いについて

1. 提出後の届出の取り消しについて

届出を行った後、その届出を取り消すには「**取下げ願い**」を提出します。

取下げ願いは、事業者からの申出による場合と、行政側の内容確認の結果による場合があります。

過年度分の取下げ願いについては、5年前の届出分まで提出可能となります。それ以前の届出に対する取下げ願いは受け付けておりません。

複数の届出物質の中で1物質以上（届出物質数未満）を取り下げる場合は、「取下げ願い」ではなく「**変更届出書**」を提出してください。

2. 取下げ願いについて

取下げ願いは、原則、**当初の届出と同じ方法**（例えば、電子による届出で届出を行った場合は、取下げ願いも電子による届出）で行ってください。同じ方法で取下げ願いができない場合は、都道府県等の窓口にお問い合わせください。

3. 電子による取下げ願い

具体的な作成（入力）方法は「P R T R届出システム操作マニュアル」をご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

4. 磁気ディスクによる取下げ願い

（1）取下げ願いファイルの作成方法

「P R T R届出作成支援システム」を使用して元の届出ファイルから、取下げ願いファイルを作成します。具体的な作成（入力）方法は、「P R T R届出作成支援システム簡易操作マニュアル」をご覧ください。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien_system.html

なお、「P R T R届出作成支援プログラム」は提供を終了しております。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/shien.html>

（2）取下げ願いの方法

（1）により作成した取下げ願いファイルを保存（記録）した「**磁気ディスク本体**」（提出者氏名又は名称、事業所の名称、提出年月日を記載したラベルを貼付したもの）、作成した取下げ願いファイルを印刷し（「**取下げ願い**」）、都道府県等の窓口へ持参又は郵送により提出してください。（この2つを提出します。）

5. 書面による取下げ願い

(1) 取下げ願いの作成方法

取下げ願いは、経済産業省、環境省及びNITEのHPか、「都道府県等のPRTR担当窓口」から入手することができます。入手した取下げ願いに必要な事項を記入してください。

(2) 取下げ願いの記入例

| | | | | | | | | | | | |
|---|--|----|------------|--------|---------|----|-------|------|--------------|-----------|-----------|
| <p style="text-align: center;">取下げ願い</p> <p style="text-align: right;">*① △△年△△月△△日</p> <p>*② 経済産業大臣（神奈川県知事）殿</p> <p style="text-align: center;">*③ 〒100-0013</p> <p>届出者住所 <u>東京都千代田区霞が関1-2-2</u></p> <p>届出者名称 <u>霞ヶ関株式会社</u></p> <p>(ふりがな) <u>だひようとりしまりやくしちよう かんきよう たろう</u></p> <p>代表者役及び氏名 <u>代表取締役社長 環境 太郎</u></p> | | | | | | | | | | | |
| <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定による届出について、以下のとおり取下げいたします。</p> | | | | | | | | | | | |
| <p>事業所の名称</p> | <p>藤沢第一工場</p> | | | | | | | | | | |
| <p>把握年度</p> | <p>2023年度</p> | | | | | | | | | | |
| <p>取下げの理由 *④</p> <p>例:①取扱量が要件未満 ②対象物質の取扱なし ③業種が対象外 等</p> | <p>取扱量が1トン未満のため</p> | | | | | | | | | | |
| <p>担当者 (問い合わせ先)</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">部署</td> <td>環境安全部管理第一係</td> </tr> <tr> <td>(ふりがな)</td> <td>かがく はなこ</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>化学 花子</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>0466-xx-xxxx</td> </tr> <tr> <td>電子メールアドレス</td> <td>ooo@xx.jp</td> </tr> </table> | 部署 | 環境安全部管理第一係 | (ふりがな) | かがく はなこ | 氏名 | 化学 花子 | 電話番号 | 0466-xx-xxxx | 電子メールアドレス | ooo@xx.jp |
| 部署 | 環境安全部管理第一係 | | | | | | | | | | |
| (ふりがな) | かがく はなこ | | | | | | | | | | |
| 氏名 | 化学 花子 | | | | | | | | | | |
| 電話番号 | 0466-xx-xxxx | | | | | | | | | | |
| 電子メールアドレス | ooo@xx.jp | | | | | | | | | | |

(3) 取下げ願いの記入要領

①『提出日』

○取下げ願いを窓口へ提出する日（郵送の場合は、投函する日付）を記入してください。

②『あて先』

○元の届出書と同じ届出先（大臣）、同じ都道府県等（提出先）を記入してください。（例：
経済産業大臣 神奈川県知事、環境大臣 横浜市長）

○「（個人名）経済産業大臣」、「都道府県知事」又は「関西 花子知事」（個人名）などは記入しないでください。

○あて先は大臣、都道府県知事等それぞれ1つ記入してください。

③『届出者』※提出日（届出日）時点の情報を記入してください。

○住所（法人にあっては登記上の本社等の所在地）及び氏名（法人にあっては登記上の名称及び代表者の役職名・氏名）を記入してください（ふりがなを忘れずに）。

○郵便番号は、大口事業所等で取得されている個別郵便番号ではなく、その地域で通常用いられるものを記入してください。

○工場長や事業所長、化学物質の管理を担当する部署の長や当該事業所の化学物質の管理・責任を有する者を、届出者は代理人として、委任することができます。届出書を代理人名で提出する場合は、代理人の役職を必ず明記してください。届出に委任状を添付する必要はありません。（法人内部で適切な委任行為を行っておいてください。）

④『取下げの理由』

○取下げ願いの理由を明記してください。

記入例には次のような場合などが考えられます。

- ・取扱量が1トン未満のため
- ・対象業種でなかったため
- ・事業者全体の常用雇用者数が20人以下であったため（届出対象事業者でなかったため）

巻末資料

対象化学物質一覧

○PRTR 対象化学物質は、令別表第一（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令第1条関係の別表第一）に掲げる「**第一種指定化学物質**」を指します。このうち、同法施行令第4条で規定している「**特定第一種指定化学物質**」と呼ばれる物質もあります。（この一覧の左端に○が付された物質）

○見やすい対象化学物質の一覧については、経済産業省・環境省のホームページから入手できます。

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 | 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|---|-----------|--------------|-------|-------|------|--|------------------|--------------|-------|
| | 1 | 亜鉛の水溶性化合物 | | 亜鉛に換算 | 1-001 | | 54 | O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チアゾリジニル)ホスホノチオアート | ホスチアゼート | | 1-074 |
| | 2 | アクリルアミド | | | 1-003 | ○ | 56 | エチレンオキシド | | | 1-075 |
| | 3 | アクリル酸エチル | | | 1-004 | | 57 | エチレングリコールモノエチルエーテル | | | 1-076 |
| | 4 | アクリル酸及びその水溶性塩 | | | 1-006 | | 58 | エチレングリコールモノメチルエーテル | | | 1-078 |
| | 5 | アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル | | | 1-007 | | 59 | エチレンジアミン | | | 1-079 |
| | 7 | アクリル酸ブチル | | | 1-009 | | 61 | N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン | マンネブ | | 1-081 |
| | 8 | アクリル酸メチル | | | 1-010 | | 62 | N, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとN, N'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 | マンコゼブ又はマンゼブ | | 1-082 |
| | 9 | アクリロニトリル | | | 1-011 | | 63 | 1, 1'-エチレン-2, 2'-ビピリジニウム=ジプロミド | シクアトシプロミド又はジクワット | | 1-083 |
| | 10 | アクロレイン | | | 1-012 | | 64 | 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル | エトフェンロックス | | 1-085 |
| ○ | 12 | アセトアルデヒド | | | 1-017 | | 65 | エピクロヒドリン | | | 1-086 |
| | 14 | アセトシアンヒドリン | | | 1-018 | | 66 | 1, 2-エポキシブタン | | | 1-087 |
| | 15 | アセナフテン | | | 1-019 | | 68 | 1, 2-エポキシプロパン | 酸化プロピレン | | 1-088 |
| | 18 | アニリン | | | 1-020 | | 72 | 塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る。) | | | 1-089 |
| | 20 | 2-アミノエタノール | | | 1-021 | | 73 | 1-オクタノール | | | 1-094 |
| | 21 | 5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン | クロリダゾン | | 1-022 | | 74 | パラ-アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が8のものに限る。) | | | 1-043 |
| | 22 | 5-アミノ-1-[2, 6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[トリフルオロメチル]スルフィニル]ピラゾール | フィブロニル | | 1-023 | ○ | 75 | カドミウム及びその化合物 | カドミウムに換算 | | 1-099 |
| | 23 | パラ-アミノフェノール | | | 1-025 | | 78 | 2, 4-キシレノール | | | 1-101 |
| | 25 | 4-アミノ-6-ターシャリ-ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン | メトリブジン | | 1-026 | | 79 | 2, 6-キシレノール | | | 1-102 |
| | 27 | 4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1, 2, 4-トリアジン-5(4H)-オン | メタミトロン | | 1-027 | | 80 | キシレン | | | 1-103 |
| | 28 | アリルアルコール | | | 1-028 | | 81 | キノリン | | | 1-104 |
| | 29 | 1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン | | | 1-029 | | 82 | 銀及びその水溶性化合物 | 銀に換算 | | 1-105 |
| | 30 | 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。) | | | 1-045 | | 83 | クメン | | | 1-106 |
| | 31 | アンチモン及びその化合物 | | アンチモンに換算 | 1-048 | | 84 | グリオキサール | | | 1-107 |
| | 32 | アントラセン | | | 1-049 | | 85 | グルタルアルデヒド | | | 1-109 |
| ○ | 33 | 石綿 | | | 1-051 | | 86 | クレゾール | | | 1-110 |
| | 34 | 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート | | | 1-053 | ○ | 87 | クロム及び三価クロム化合物 | クロムに換算 | | 1-111 |
| | 36 | イソブレン | | | 1-054 | | 88 | 六価クロム化合物 | クロムに換算 | | 1-112 |
| | 37 | 4, 4'-イソプロピルデンジフェノール | ビスフェノールA | | 1-055 | | 89 | クロロアニリン | | | 1-113 |
| | 40 | イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒドラジノホルマート | ビフェナゼート | | 1-059 | | 90 | 2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン | アトラジン | | 1-115 |
| | 41 | 3'-イソプロポキシ-2-トリフルオロメチルベンズアニリド | フルトラニル | | 1-060 | | 91 | 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル | シアナジン | | 1-116 |
| | 44 | インジウム及びその化合物 | | インジウムに換算 | 1-062 | | 92 | 4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(バラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-5-カルボキサミド | トルフェンピラド | | 1-117 |
| | 46 | エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート | キザロホップエチル | | 1-064 | | 93 | 2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド | メトラクロール | | 1-118 |
| | 47 | O-エチル=O-(6-ニトロ-メタートリル)=セカンダリ-ブチルホスホアミドチオアート | ブタミホス | | 1-068 | ○ | 94 | クロロエチレン | 塩化ビニル | | 1-120 |
| | 48 | O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオアート | E P N | | 1-069 | | 95 | 3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジリル)-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-バラートルイジン | フルアジナム | | 1-121 |
| | 49 | N-(1-エチルプロピル)-2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン | ベンディメタリン | | 1-070 | | 96 | 1-[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1, 3-ジオキソラン-2-イル]メチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール | ジフェノコナゾール | | 1-122 |
| | 50 | S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート | モリネート | | 1-071 | | 98 | クロロ酢酸 | | | 1-123 |
| | 52 | エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート | アラニカルブ | | 1-072 | | 100 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド | プレチラクロール | | 1-124 |
| | 53 | エチルベンゼン | | | 1-073 | | | | | | |

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 | 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|---|-------------------------|--------------|-------|-------|------|--|-----------------|--------------|-------|
| | 101 | 2-クロロ-2', 6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリド | アラクロール | | 1-125 | | 163 | ジクロロテトラフルオロエタン | CFC-114 | | 1-189 |
| | 103 | 1-クロロ-1, 1-ジフルオロエタン | HFCFC-142b | | 1-129 | | 164 | 2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン | HFCFC-123 | | 1-190 |
| | 104 | クロロジフルオロメタン | HFCFC-22 | | 1-130 | | 168 | 3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド | イプロジオン | | 1-194 |
| | 105 | 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テトラフルオロエタン | HFCFC-112 | | 1-137 | | 169 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素 | ジウロン又はDCMU | | 1-197 |
| | 106 | クロロトリフルオロエタン | HFCFC-133 | | 1-138 | | 171 | (2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物 | プロピコナゾール | | 1-198 |
| | 108 | (RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリロキシ)プロピオン酸 | メコプロップ | | 1-139 | | 172 | 3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン | オキサジクロメホン | | 1-199 |
| | 113 | 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン | シマジン又はCAT | | 1-140 | | 174 | 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素 | リニューロン | | 1-200 |
| | 115 | 4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド | フェントラザミド | | 1-144 | | 175 | 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸 | 2, 4-D又は2, 4-PA | | 1-201 |
| | 117 | (RS)-1-バラ-クロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール | テブコナゾール | | 1-145 | | 176 | 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン | HFCFC-141b | | 1-202 |
| | 121 | バラ-クロロフェノール | | | 1-146 | | 177 | ジクロロフルオロメタン | HFCFC-21 | | 1-204 |
| | 123 | 3-クロロプロペン | 塩化アリル | | 1-147 | | 178 | 1, 2-ジクロロプロパン | | | 1-206 |
| | 124 | 1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)尿素 | タミロン | | 1-148 | | 179 | 1, 3-ジクロロプロパン | D-D | | 1-207 |
| | 125 | クロロベンゼン | | | 1-149 | | 181 | ジクロロベンゼン | | | 1-208 |
| | 126 | クロロベンタフルオロエタン | CFC-115 | | 1-150 | | 182 | 2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン | ピラゾキシフェン | | 1-209 |
| | 127 | クロロホルム | | | 1-151 | | 183 | 4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンシルホナート | ピラゾレート | | 1-210 |
| | 128 | クロロメタン | 塩化メチル | | 1-154 | | 184 | 2, 6-ジクロロベンゾニトリル | ジクロベニル又 | | 1-211 |
| | 132 | コバルト及びその化合物 | | コバルトに換算 | 1-156 | ○ | 185 | ジクロロベンタフルオロプロパン | HFCFC-225 | | 1-212 |
| | 133 | 酢酸2-エトキシエチル | エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート | | 1-157 | | 186 | ジクロロメタン | 塩化メチレン | | 1-213 |
| | 134 | 酢酸ビニル | | | 1-158 | | 187 | 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノ | ジチアノン | | 1-215 |
| | 135 | 酢酸2-メトキシエチル | エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート | | 1-160 | | 188 | N, N-ジシクロヘキシルアミン | | | 1-216 |
| | 141 | トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチル尿素 | シモキサニル | | 1-162 | | 190 | ジシクロペンタジエン | | | 1-217 |
| | 143 | 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル | | | 1-163 | | 191 | 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル | イソフロアופן | | 1-218 |
| | 144 | 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。) | | シアンに換算 | 1-164 | | 195 | ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル | プロチオホス | | 1-219 |
| | 146 | O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート | ピリミホスメチル | | 1-167 | | 196 | ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル | メチダチオン又はDMTP | | 1-220 |
| | 147 | N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル | チオベンカルブ又はベンチオカーブ | | 1-168 | | 197 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル | マラソン又はマラチオン | | 1-221 |
| | 148 | N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド | カフェンストロール | | 1-169 | | 198 | ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル] | ジメトエート | | 1-222 |
| | 149 | 四塩化炭素 | | | 1-171 | | 199 | ジナトリウム=2, 2'-ビニレンビス[5-(4-ホルリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンシルホナート] | C1フルオレスセント260 | | 1-226 |
| | 150 | 1, 4-ジオキサソ | | | 1-173 | | 200 | ジニトロトルエン | | | 1-227 |
| | 152 | 1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)プロパン | カルタップ | | 1-174 | | 201 | 2, 4-ジニトロフェノール | | | 1-228 |
| | 153 | シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート | テトラメトリン | | 1-175 | | 203 | ジフェニルアミン | | | 1-229 |
| | 154 | シクロヘキシルアミン | | | 1-178 | | 206 | N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル | カルボスルファン | | 1-231 |
| | 156 | ジクロロアニリン | | | 1-180 | | 207 | 2, 6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール | | | 1-232 |
| | 157 | 1, 2-ジクロロエタン | | | 1-181 | | 209 | ジプロモクロロメタン | | | 1-236 |
| | 158 | 1, 1-ジクロロエチレン | 塩化ビニリデン | | 1-182 | | 210 | 2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド | | | 1-237 |
| ○ | 160 | 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン | | | 1-186 | | | | | | |
| | 161 | ジクロロジフルオロメタン | CFC-12 | | 1-187 | | | | | | |
| | 162 | 3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド | プロビザミド | | 1-188 | | | | | | |

| 特定 第一 種 | 管理 番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に 換算する 化学物質 | 政令番 号 |
|---------------|----------|--|---------------------------|----------------------|----------|
| | 211 | ジプロモテトラフルオロエタン | ハロン-2402 | | 1-238 |
| | 212 | (RS)-O,S-ジメチルアセチルホスホリアミドチオアート | アセフェート | | 1-241 |
| | 213 | N,N-ジメチルアセトアミド | | | 1-242 |
| | 217 | 5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン | チオンクラム | | 1-243 |
| | 218 | ジメチルアミン | | | 1-245 |
| | 219 | ジメチルジスルフィド | | | 1-250 |
| | 221 | 2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルスルフェナモイル]-N-メチルカルバマート | ベンフラカルブ | | 1-251 |
| | 223 | N,N-ジメチルデシルアミン | | | 1-252 |
| | 224 | N,N-ジメチルデシルアミン=N-オキシド | | | 1-253 |
| | 225 | ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシアセチルホスホナート | トリクロロホン 又はDEP | | 1-254 |
| | 227 | 1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム=ジクロリド | パラコート又は パラコートジク ロリド | | 1-255 |
| | 229 | ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロファナート) | チオファネート メチル | | 1-257 |
| | 230 | N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラ-フェニレンジアミン | | | 1-260 |
| | 232 | N,N-ジメチルホルムアミド | | | 1-264 |
| | 233 | 2-[ジメチルホスフィノチオイル]チオ]-2-フェニル酢酸エチル | フェントエート 又はPAP | | 1-270 |
| | 236 | 3,5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾトリル | アイオキシニル | | 1-271 |
| | 237 | 水銀及びその化合物 | | 水銀に換算 | 1-272 |
| | 238 | 水素化チルフェニル | | | 1-273 |
| | 240 | スチレン | | | 1-275 |
| | 242 | セレン及びその化合物 | | セレンに換算 | 1-277 |
| ○ | 243 | ダイオキシソ類 | | | 1-278 |
| | 244 | 2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジジン | ダゾメット | | 1-282 |
| | 245 | チオ尿素 | | | 1-284 |
| | 248 | チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ビビリジニル) | ダイアジノン | | 1-286 |
| | 249 | チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ビビリジニル) | クロルピリホス | | 1-287 |
| | 250 | チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾール) | イソキサチオン | | 1-288 |
| | 251 | チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) | フェニトロチオン 又はMEP | | 1-289 |
| | 252 | チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) | フェンチオン又は MPP | | 1-290 |
| | 254 | チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル | イフロペンホス 又はIBP | | 1-291 |
| | 255 | デカブromoジフェルエーテル | | | 1-295 |
| | 257 | アルカノール(炭素数が10のものに限る。) | デカノール | | 1-034 |
| | 258 | 1,3,5,7-テトラアザトリシロ [3,3,1,1(3,7)]デカン | ヘキサメチレン テトラミン | | 1-296 |
| | 259 | テトラエチルチウラムジスルフィド | ジスルフィラム | | 1-297 |
| | 260 | テトラクロロイソフタロニトリル | クロロタロニル 又はTPN | | 1-298 |
| | 261 | 4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン | フサライド | | 1-299 |
| | 262 | テトラクロロエチレン | | | 1-301 |
| | 265 | テトラヒドロメチル無水フタル酸 | | | 1-303 |
| | 266 | 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | テフルトリン | | 1-306 |
| | 267 | 3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-3,1,2-ジエン-6,10-ジオン | チオジカルブ | | 1-308 |
| | 268 | テトラメチルチウラムジスルフィド | チウラム又はチ ラム | | 1-309 |
| | 270 | テレフタル酸 | | | 1-312 |
| | 271 | テレフタル酸ジメチル | | | 1-313 |
| | 272 | 銅水溶性塩(錯塩を除く。) | | 銅に換算 | 1-314 |
| | 273 | 1-ドデカノール | ノルマルドデ シルアルコール | | 1-315 |
| | 275 | ドデシル硫酸ナトリウム | | | 1-318 |
| | 277 | トリエチルアミン | | | 1-321 |
| | 279 | 1,1,1-トリクロロエタン | | | 1-323 |
| | 280 | 1,1,2-トリクロロエタン | | | 1-324 |
| ○ | 281 | トリクロロエチレン | | | 1-325 |

| 特定 第一 種 | 管理 番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に 換算する 化学物質 | 政令番 号 |
|---------------|----------|---|-------------------|----------------------|----------|
| | 284 | トリクロロトリフルオロエタン | CFCl ₃ | | 1-326 |
| | 285 | トリクロロニトロメタン | クロロピクリン | | 1-327 |
| | 286 | (3,5,6-トリクロロ-2-ビビリジニル)オキシ酢酸 | トリクロピル | | 1-328 |
| | 287 | 2,4,6-トリクロロフェノール | | | 1-329 |
| | 288 | トリクロロフルオロメタン | CFCl ₂ | | 1-330 |
| | 289 | 1,2,3-トリクロロプロパン | | | 1-331 |
| | 290 | トリクロロベンゼン | | | 1-332 |
| | 292 | トリブチルアミン | | | 1-335 |
| | 293 | アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピル-パラ-トルイジン | トリフルラリン | | 1-336 |
| | 298 | トリレンジイソシアネート | | | 1-345 |
| ○ | 299 | トルイジン | | | 1-346 |
| | 300 | トルエン | | | 1-347 |
| | 302 | ナフタレン | | | 1-352 |
| | 308 | ニッケル | | ニッケルに換算 | 1-354 |
| ○ | 309 | ニッケル化合物 | | | 1-355 |
| | 312 | オルト-ニトロアニリン | | | 1-357 |
| | 314 | パラ-ニトロクロロベンゼン | | | 1-358 |
| | 316 | ニトロベンゼン | | | 1-359 |
| | 317 | ニトロメタン | | | 1-360 |
| | 318 | 二酸化炭素 | | | 1-361 |
| | 319 | 1-ノナノール | ノルマル-ノ ルアルコール | | 1-362 |
| | 320 | アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が9のものに限る。) | | | 1-042 |
| ○ | 321 | バナジウム化合物 | | バナジウムに換算 | 1-363 |
| | 323 | 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン | シメトリン | | 1-367 |
| | 325 | ビス(8-キノリノラト)銅 | オキシ銅又は 有機銅 | | 1-369 |
| | 328 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 | ジラム | | 1-370 |
| | 329 | ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)N,N'-エチレンビス(チオカルバミルチオ亜鉛) | ポリカーバメ ート | | 1-371 |
| | 331 | S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホジチオアート | カズサホス | | 1-377 |
| | 332 | 砒素及びその無機化合物 | | 砒素に換算 | 1-378 |
| | 333 | ヒドラジン | | | 1-379 |
| | 336 | ヒドロキノ | | | 1-381 |
| | 337 | 4-ビニル-1-シクロヘキセン | | | 1-382 |
| | 340 | ピフェニル | | | 1-383 |
| | 341 | ピペラジン | | | 1-384 |
| | 342 | ピリジン | | | 1-386 |
| | 343 | ピロカテコール | カテコール | | 1-387 |
| | 346 | 2-フェニルフェノール | | | 1-388 |
| | 347 | N-フェニルマレイミド | | | 1-389 |
| | 348 | フェニレンジアミン | | | 1-390 |
| | 349 | フェノール | | | 1-391 |
| | 350 | 3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート | ベルメトリン | | 1-392 |
| ○ | 351 | 1,3-ブタジエン | | | 1-393 |
| | 354 | フタル酸ジブチル | | | 1-395 |
| | 355 | フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) | | | 1-396 |
| | 356 | フタル酸ブチル=ベンジル | | | 1-397 |
| | 357 | 2-ターシャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジジン-4-オン | プロロフェジン | | 1-399 |
| | 358 | N-ターシャリ-ブチル-N'-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド | テブフェノジド | | 1-401 |
| | 360 | N-[1-(N-ブチルカルバミル)-1H-2-ベンゾイミダゾール]カルバミン酸メチル | ベノミル | | 1-402 |
| | 361 | ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート | シハロホップ チル | | 1-403 |
| | 362 | 1-ターシャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 | ジアフェンチ ウロン | | 1-404 |
| | 363 | 5-ターシャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロピルオキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2 | オキサジアゾ ン | | 1-407 |
| | 369 | 2-(4-ターシャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット | プロバルギ ット又はBPPS | | 1-413 |

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 | 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|---|------------------|--------------|-------|-------|------|---|--------------|--------------|-------|
| | 374 | ふっ化水素及びその水溶性塩 | | ふっ素に換算 | 1-414 | | 444 | メチル = (E) - メトキシイミノ - [2 - [[(E) - 1 - [3 - (トリフルオロメチル) フェニル] エチリデン] アミノ] オキシ] メチル] フェニル] アセタート | トリフロキシストロピン | | 1-495 |
| | 375 | 2-ブテナール | | | 1-415 | | 445 | メチル = (E) - メトキシイミノ [2 - (オルト-トリロキシメチル) フェニル] アセタート | クレスキシムメチル | | 1-496 |
| | 376 | N-ブトキシメチル-2-クロロ-2', 6'-ジエチルアセトアニリド | ブタクロール | | 1-417 | | 446 | 4, 4'-メチレンジアニリン | | | 1-497 |
| | 378 | N, N'-プロピレンビス(ジテオカルバミン酸)と亜鉛の重合体 | プロビネブ | | 1-419 | | 448 | メチレンビス(4, 1-フェニレン) = ジイソシアネート | | | 1-498 |
| | 380 | プロモクロロジフルオロメタン | ハロン-1211 | | 1-420 | | 449 | 3-メトキシカルボニルアミノフェニル = 3'-メチルカルバニラート | フェンメディアラム | | 1-502 |
| | 381 | プロモジクロロメタン | | | 1-423 | | 450 | N-(6-メトキシ-2-ピリジル) - N-メチルチオカルバミン酸 O-3-ターシャリ-ブチルフェニル | ピリブチカルブ | | 1-503 |
| | 382 | プロモトリフルオロメタン | ハロン-1301 | | 1-424 | | 453 | モリブデン及びその化合物 | | モリブデンに換算 | 1-505 |
| | 383 | 5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロピリミジン-2, 4-ジオン | プロマシル | | 1-425 | | 456 | りん化アルミニウム | | | 1-508 |
| | 384 | 1-プロモプロパン | | | 1-427 | | 457 | りん酸ジメチル = 2, 2-ジクロロビニル | ジクロロボス又はDDVP | | 1-510 |
| | 385 | 2-プロモプロパン | | | 1-428 | | 458 | りん酸トリス(2-エチルヘキシル) | | | 1-511 |
| | 386 | プロモメタン | 臭化メチル | | 1-429 | | 459 | りん酸トリス(2-クロロエチル) | | | 1-512 |
| | 388 | 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン = 3-オキシド | エンドスルファン又はベンゾエピン | | 1-430 | | 460 | りん酸トリトリル | | | 1-513 |
| | 389 | ヘキサデシルトリメチルアンモニウム = クロリド | | | 1-431 | | 461 | りん酸トリフェニル | | | 1-514 |
| | 390 | ヘキサメチレンジアミン | | | 1-434 | | 462 | りん酸トリブチル | | | 1-515 |
| | 391 | ヘキサメチレン = ジイソシアネート | | | 1-435 | | 468 | 4-アリル-1, 2-ジメトキシベンゼン | | | 1-031 |
| | 392 | ヘキサソ | | | 1-436 | | 477 | 4, 4'-オキシビスベンゼンホルニルヒドラジド | | | 1-093 |
| | 393 | ベタナフトール | | | 1-440 | | 490 | 2-[4-(2, 4-ジクロロ-メタトルオイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル]オキシ-4-メチルアセトフェノン | ベンゾフェナック | | 1-193 |
| | 394 | ベリリウム及びその化合物 | | ベリリウムに換算 | 1-444 | | 498 | 1, 3-ジクロロ-2-プロパノール | | | 1-205 |
| | 395 | ペルオキシ二硫酸の水溶性塩 | | | 1-445 | | 507 | 1, 2-ジプロモエタン | 二臭化エチレン又はEDB | | 1-235 |
| | 396 | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) | P F O S | | 1-447 | | 511 | ジベンジルエーテル | | | 1-240 |
| | 397 | ベンジリジン = トリクロリド | | | 1-448 | | 522 | 1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン | 四塩化アセチレ | | 1-300 |
| | 398 | ベンジル = クロリド | 塩化ベンジル | | 1-450 | | 528 | トリプロモメタン | プロモホルム | | 1-337 |
| | 399 | ベンズアルデヒド | | | 1-451 | | 530 | ナトリウム = 1, 1'-ビフェニル-2-オラート | | | 1-351 |
| | 400 | ベンゼン | | | 1-452 | | 557 | メチル = ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート | カルベンダジム | | 1-491 |
| | 401 | 1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸 1, 2-無水物 | | | 1-453 | | 562 | りん酸ジブチル = フェニル | | | 1-509 |
| | 402 | 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド | メフェナセット | | 1-455 | | 563 | 亜鉛 = ビス(2-メチルプロパノ-2-エノアート) | | | 1-002 |
| | 403 | ベンゾフェノン | | | 1-456 | | 564 | アクリル酸 2-エチルヘキシル | | | 1-005 |
| | 404 | ベンタクロフェノール | | | 1-457 | | 565 | アクリル酸重合体 | | | 1-008 |
| | 405 | ほう素化合物 | | ほう素に換算 | 1-458 | | 566 | アジピン酸、(N-(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン)又はN, N'-ビス(2-アミノエチル)エタン-1, 2-ジアミン)と2-(クロロメチル)オキシランの重合体 | | | 1-013 |
| | 406 | ポリ塩化ビフェニル | P C B | | 1-459 | | 567 | アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル | | | 1-014 |
| | 407 | ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。) | | | 1-460 | | 568 | アセチルアセトン | | | 1-015 |
| | 408 | ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が8のものに限る。) | | | 1-461 | | 569 | 1-アセチル-1, 2, 3, 4-テトラヒドロ-3-[3-ピリジルメチル]アミノ]-6-[1, 2, 2, 2-テトラフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチル]キナゾリン-2-オン | ピリフルキナゾン | | 1-016 |
| | 409 | ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム | | | 1-463 | | 570 | オルト-アミノフェノール | | | 1-024 |
| | 410 | ポリ(オキシエチレン) = アルキルフェニルエーテル(アルキル基の炭素数が9のものに限る。) | | | 1-462 | | 571 | 3-アリルオキシ-1, 2-ベンゾイソチアゾール-1, 1-ジオキシド | プロベナゾール | | 1-030 |
| | 411 | ホルムアルデヒド | | | 1-464 | | 572 | アリル = ヘキサノアート | | | 1-032 |
| | 412 | マンガン及びその化合物 | | マンガンに換算 | 1-465 | | 573 | アリル = ヘプタノアート | | | 1-033 |
| | 413 | 無水フタル酸 | | | 1-467 | | 574 | [3-アルカンアミドプロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)及び(Z)-[3-(オクタデカ-9-エンアミド)プロピル](ジメチル)アンモニオ]アセタート並びにこれらの混合物 | | | 1-035 |
| | 415 | メタクリル酸 | | | 1-468 | | 575 | (3-アルカンアミドプロピル)(メチル)[2-(アルカノイルオキシ)エチル]アンモニウム = クロリド(アルカン及びアルカノイルの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカノイルの炭素数が14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。) | | | 1-036 |
| | 420 | メタクリル酸メチル | | | 1-469 | | 576 | アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物 | | | 1-037 |
| | 422 | (Z)-2'-メチルアセトフェノン = 4, 6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン | フェリムゾン | | 1-470 | | 577 | アルカン-1-アミン(アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が8, 10, 12, 14, 16又は18のもの及びその混合物に限る。)のオキシラン重付加物、(Z)-オクタデカ-9-エン-1-アミンのオキシラン重付加物及び(9Z, 12Z)-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミンのオキシラン重付加物の混合物 | | | 1-038 |
| | 424 | メチル = イソチオシアネート | | | 1-471 | | | | | | |
| | 426 | N-メチルカルバミン酸 2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル | カルボフラン | | 1-475 | | | | | | |
| | 427 | N-メチルカルバミン酸 1-ナフチル | カルバリル又はNAC | | 1-476 | | | | | | |
| | 428 | N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル | フェノブカルブ又はBPMC | | 1-477 | | | | | | |
| | 431 | メチル = (E) - 2 - [2 - [6 - (2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル] - 3-メトキシアクリラート | アノキシストロピン | | 1-478 | | | | | | |
| | 433 | N-メチルジテオカルバミン酸 | カーバム | | 1-479 | | | | | | |
| | 436 | アルファ-メチルスチレン | | | 1-482 | | | | | | |
| | 438 | メチルナフタレン | | | 1-486 | | | | | | |
| | 439 | 3-メチルピリジン | | | 1-488 | | | | | | |
| | 442 | 2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズアミド | メプロニル | | 1-493 | | | | | | |
| | 443 | S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミダート | メソミル | | 1-494 | | | | | | |

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 | 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|--|----------------|--------------|-------|-------|------|--|------------|--------------|-------|
| | 578 | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)及びアルファ-アルケニル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエタン-1, 2-ジイル) (アルケニル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)並びにこれらの混合物 | | | 1-039 | | 611 | 3'-クロロ-4, 4'-ジメチル-1, 2, 3-チアジアゾール-5-カルボキサニリド | チアジアニル | | 1-131 |
| | | | | | | | 612 | (RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド | ジメチナミド | | 1-132 |
| | | | | | | | 613 | (S)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド | ジメチナミドP | | 1-133 |
| | 579 | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ [オキシエタン-1, 2-ジイル/オキシ (メチルエタン-1, 2-ジイル)] (アルキル基の構造が分枝であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が9から11までのものの混合物 (当該アルキル基の炭素数が10のものを主成分とするものに限る。)) | | | 1-040 | | 614 | 3-クロロ-N-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イルカルバモイル)-1-メチル-4-(5-メチル-5, 6-ジヒドロ-1, 4, 2-ジオキサジン-3-イル)ピラゾール-5-スルホアミド | メタゾスルフロ | | 1-134 |
| | 580 | アルファ-アルキル-オメガ-ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (アルキル基の炭素数が9から11までのもの及びその混合物であって、数平均分子量が1,000未満のものに限る。)) | | | 1-041 | | 615 | 3-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジン-4-イミン | チアメトキサム | | 1-135 |
| | 581 | アルキル (ベンジル) (ジメチル) アンモニウム塩 (アルキル基の炭素数が12から16までのもの及びその混合物に限る。)) | | | 1-044 | | 616 | (E)-1-(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イルメチル)-3-メチル-2-ニトログアニジン | クロチアニジン | | 1-136 |
| | 582 | アルミニウム=トリス (エチル=ホスホナート) | ホセチル又はホセチルアルミニ | | 1-046 | | 617 | トランス-N-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N'-シアノ-N-メチルアセトアミジン | アセタミブリド | | 1-141 |
| | 583 | 安息香酸ベンジル | | | 1-047 | | 618 | 1-(6-クロロ-3-ピリジルメチル)-N-ニトロイミダゾリジン-2-イリデンアミン | イミダクロブリド | | 1-142 |
| | 584 | アントラセン-9, 10-ジオン | アントラキノン | | 1-050 | | 619 | 3-(6-クロロピリジン-3-イルメチル)-1, 3-チアゾリジン-2-イリデンシアナミド | チアクロブリド | | 1-143 |
| | 585 | アルファ- (イソシアナトベンジル) -オメガ- (イソシアナトフェニル) ポリ [(イソシアナトフェニレン) メチレン] | | | 1-052 | | 620 | 2-[2-クロロ-4-メシル-3- [(テトラヒドロフラン-2-イルメトキシ) メチル] ベンゾイル] シクロヘキサ-1, 3-ジオン | テフルトリオン | | 1-152 |
| | 586 | イソプロピル=3-クロロカルバニラート | クロルプロファミ又はIPC | | 1-056 | | 621 | 3-(2-クロロ-4-メシルベンゾイル)-4-フェニルスルファニルビスクロ [3, 2, 1] オクタ-3-エン-2-オン | ベンゾビスクロ | | 1-153 |
| | 587 | 3-(4-イソプロピルフェニル)-2-メチルプロパナール | | | 1-057 | | 622 | (E)-N-[2-クロロ-5-[1-(6-メチルピリジン-2-イルメトキシミノ) エチル] ベンジル] カルバミン酸メチル | ピリベンカルブ | | 1-155 |
| | 588 | 4-イソプロピル-3-メチルフェノール | | | 1-058 | | 623 | 酢酸ヘキシル | | | 1-159 |
| | 589 | 1, 1'- (イミノジオクタメチレン) ジグアニジン=トリアセター | イミノクタジン酢酸塩 | | 1-061 | | 624 | サリチル酸メチル | | | 1-161 |
| | 590 | エチルデンノルボルネン | | | 1-063 | | 625 | ジイソプロピルナフタレン | | | 1-165 |
| | 591 | エチルシクロヘキサ | | | 1-065 | | 626 | ジエタノールアミン | | | 1-166 |
| | 592 | 5-エチル-5, 8-ジヒドロ-8-オキソ-[1, 3] ジオキソ [4, 5-g] キノリン-7-カルボキシ酸 | オキソリニック酸 | | 1-066 | | 627 | ジエチレンジグリコールモノブチルエーテル | | | 1-170 |
| | 593 | N-エチル-N, N-ジメチルテトラデカン-1-アミニウムの塩 | | | 1-067 | | 628 | 1, 4-ジオキサシクロヘプタデカン-5, 17-ジオン | | | 1-172 |
| | 594 | エチレンジグリコールモノブチルエーテル | ブチルセロソルブ | | 1-077 | | 629 | シクロヘキサ | | | 1-176 |
| | 595 | エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | | 1-080 | | 630 | シクロヘキシリデン (フェニル) アセトニトリル | | | 1-177 |
| | 596 | (4-エトキシフェニル) [3-(4-フルオロ-3-フェノキシフェニル) プロピル] ジメチルシラン | シラフルオフェン | | 1-084 | | 631 | シクロヘキセン | | | 1-179 |
| | 597 | 塩化直鎖パラフィン (炭素数が14から17までのもの及びその混合物に限る。)) | | | 1-090 | | 632 | 1, 2-ジクロロエチレン | | | 1-183 |
| | 598 | 塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | | 1-091 | | 633 | 4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3 (2H)-オン | | | 1-184 |
| | 599 | オキサシクロヘキサデカン-2-オン | | | 1-092 | | 634 | 3, 4-ジクロロ-2'-シアノ-1, 2-チアゾール-5-カルボキサニリド | イソチアニル | | 1-185 |
| | 600 | オクタプロモジェニルエーテル | | | 1-095 | | 635 | 2', 4'-ジクロロ-アルファ, アルファ, アルファトリフルオロ-4'-ニトロ-メタ-トルエンスルホアニリド | フルスルファミド | | 1-191 |
| | 601 | オクタメチルシクロテトラシロキサン | | | 1-096 | | 636 | O-(2, 6-ジクロロ-パラトリル)=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート | トルクロホスメチル | | 1-192 |
| | 602 | 過塩素酸並びにそのアンモニウム塩、カリウム塩、ナトリウム塩、マグネシウム塩及びリチウム塩 | | | 1-097 | | 637 | 1-(2, 4-ジクロロフェニル)-N-(2, 4-ジフルオロフェニル)-N-イソプロピル-5-オキソ-4, 5-ジヒドロ-1H-1, 2, 4-トリアゾール-4-カルボキサミド | イブフェンカルバゾン | | 1-195 |
| | 603 | 過酢酸 | | | 1-098 | | 638 | N-(3, 5-ジクロロフェニル)-1, 2-ジメチルシクロプロパン-1, 2-ジカルボキサミド | プロシミドン | | 1-196 |
| | 604 | カリウム=ジエチルジチオカルバマート | | | 1-100 | | 639 | 2, 3-ジクロロ-N-4-フルオロフェニルメレミド | フルオリミド | | 1-203 |
| | 605 | グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩 | | | 1-108 | | 640 | 2-(2, 4-ジクロロ-3-メチルフェノキシ) プロピオンアニリド | クロメブロップ | | 1-214 |
| | 606 | 1-(2-クロロイミダゾ [1, 2-a] ピリジン-3-イルスルホニル)-3-(4, 6-ジメトキシピリミジン-2-イル) 尿素 | イマゾスルフロ | | 1-114 | | 641 | (3R, 4S, 5S, 6R, 7R, 9R, 11R, 12R, 13S, 14R)-4-[(2, 6-ジデオキシ-3-C-メチル-3-O-メチル-アルファ-L-リボ-ヘキソピラノシ) オキシ]-14-エチル-12, 13-ジヒドロキシ-7-メトキシ-3, 5, 7, 9, 11, 13-ヘキサメチル-6-[[3, 4, 6-トリデオキシ-3-(ジメチルアミノ)-ベーター-D-キシロ-ヘキソピラノシ] オキシ] オキサシクロテトラデカン-2, 10-ジオン | クラリスロマイシン | | 1-223 |
| | 607 | 2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリド及び2-クロロ-2'-エチル-N-[(1R)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの混合物 (2-クロロ-2'-エチル-N-[(1S)-2-メトキシ-1-メチルエチル]-6'-メチルアセトアニリドの含有率が80重量パーセント以上のものに限る。)) | S-メトラクロー | | 1-119 | | 642 | ジデシル (ジメチル) アンモニウム塩 | | | 1-224 |
| | 608 | 3-(4-クロロ-5-シクロペンチルオキシ)-2-フルオロフェニル)-5-イソプロピリデン-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン | ベントキサゾン | | 1-126 | | 643 | 四ナトリウム=5, 8-ビス (カルボジチオアト)-2, 5, 8, 11, 14-ペンタアザベンタデカンビス (ジチオアト) | | | 1-225 |
| | 609 | 5-クロロ-2-(2, 4-ジクロロフェノキシ) フェノール | トリクロサン | | 1-127 | | 644 | 5, 5-ジフェニル-2, 4-イミダゾリジンジオン | | | 1-230 |
| | 610 | (RS)-5-クロロ-N-(1, 3-ジヒドロ-1, 1, 3-トリメチルイソベンゾフラン-4-イル)-1, 3-ジメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミド | フラメトビル | | 1-128 | | 645 | 4-(2, 2-ジフルオロ-1, 3-ベンゾジオキソール-4-イル)-1H-ピロール-3-カルボニトリル | フルジオキソニル | | 1-233 |
| | | | | | | | 646 | N, N-ジプロピルチオカルバミン酸=S-ベンジル | プロスルホカルブ | | 1-234 |
| | | | | | | | 647 | 2', 6'-ジプロモ-2-メチル-4'-トリフルオロメトキシ-4-トリフルオロメチル-1, 3-チアゾール-5-カルボキサニリド | チフルザミド | | 1-239 |

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 | 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|---|------------------------|--------------|-------|-------|------|---|----------|--------------|-------|
| | 648 | (4S, 4aR, 5S, 5aR, 6S, 12aS) - 4 - (ジメチルアミノ) - 3, 5, 6, 10, 12, 12a - ヘキサヒドロキシ - 6 - メチル - 1, 11 - ジオキソ - 1, 4, 4a, 5, 5a, 6, 11, 12a - オクタヒドロトラセン - 2 - カルボキサミド | オキシテトラサイクリン | | 1-244 | 677 | | テトラメチルアンモニウム = ヒドロキシド | | | 1-307 |
| | 649 | 3 - (3, 3 - ジメチルウレイド) フェニル = ターシャリ - プチルカルバマート | カルプチレート | | 1-246 | 678 | | 1 - [(1R, 2R, 5S, 7R) - 2, 6, 6, 8 - テトラメチルトリシクロ [5.3.1.0(1,5)] ウンデカ - 8 - エン - 9 - イル] エタノン | | | 1-310 |
| | 650 | (2E) - 3, 7 - ジメチルオクタ - 2, 6 - ジエニル = アセタート | 酢酸グラニル | | 1-247 | 679 | | テルル及びその化合物 | テルルに換算 | | 1-311 |
| | 651 | N, N - ジメチルオクタデシルアミン | | | 1-248 | 680 | | ドデカン - 1 - チオール | | | 1-316 |
| | 652 | 3, 7 - ジメチルオクタ - 3 - オール | | | 1-249 | 681 | | 2 - (N - ドデシル - N, N - ジメチルアンモニオ) アセタート | | | 1-317 |
| | 653 | ジメチル (1 - フェニルエチル) ベンゼン | | | 1-256 | 682 | | 1, 3, 5 - トリアジン - 2, 4, 6 - トリアミン | メラミン | | 1-319 |
| | 654 | 3, 3 - ジメチルブタン酸 = 3 - メシチル - 2 - オキソ - 1 - (RS) - N - [2 - (1, 3 - ジメチルブチル) - 3 - チエニル] - 1 - メチル - 3 - (トリフルオロメチル) - 1H - ビラゾール - 4 - カルボキサミド | スピロメシフェ | | 1-258 | 683 | | トリイソプロパノールアミン | | | 1-320 |
| | 655 | 2' - [(RS) - 1, 3 - ジメチルブチル] - 5 - フルオロ - 1, 3 - ジメチルピラゾール - 4 - カルボキサニド | ベンチオピラド | | 1-259 | 684 | | トリオクチルアミン | | | 1-322 |
| | 656 | 2, 2 - ジメチルプロパン酸 (E) - 2 - (4 - ターシャリ - プチルフェニル) - 2 - シアノ - 1 - (1, 3, 4 - トリメチルピラゾール - 5 - イル) ピニル | シエノピラフェン | | 1-262 | 685 | | N - (トリクロロメチルチオ) - 1, 2, 3, 6 - テトラヒドロフタルイミド | キャプタン | | 1-333 |
| | 658 | N - (1, 2 - ジメチルプロピル) - N - エチルチオカルバミン酸 S - ベンジル | エスプロカルブ | | 1-263 | 686 | | トリシクロ [5.2.1.0(2,6)] デカ - 4 - エン - 3 - イル = プロピオナート | | | 1-334 |
| | 659 | 2, 2 - ジメチル - 3 - メチリデンピシクロ [2.2.1] ヘプタン | カンフェン | | 1-265 | 687 | | トリメチルアミン | | | 1-338 |
| | 660 | N' - [1, 1 - ジメチル - 2 - (メチルシルホニル) エチル] - 3 - ヨード - N - [2 - メチル - 4 - [1, 2, 2, 2 - テトラフルオロ - 1 - (トリフルオロメチル) エチル] フェニル] フタルアミド | フルベンジアミド | | 1-266 | 688 | | トリメチル (オクタデシル) アンモニウムの塩 | | | 1-339 |
| | 661 | 1, 2 - ジメトキシエタン | | | 1-267 | 689 | | (E) - 4 - (2, 6, 6 - トリメチルシクロヘキサ - 1 - エン - 1 - イル) プタ - 3 - エン - 2 - オン | | | 1-340 |
| | 662 | アルファ - (4, 6 - ジメトキシ - 2 - ビリミジニルカルバモイルスルファメイル) - オルト - トルイル酸メチル | ベンスルフロンメチル | | 1-268 | 690 | | N, N, N - トリメチルドデカン - 1 - アミニウムの塩 | | | 1-341 |
| | 663 | (RS) - 7 - (4, 6 - ジメトキシピリミジン - 2 - イルチオ) - 3 - メチル - 2 - ベンゾフラン - 1 (3H) - オン | ピリフタリド | | 1-269 | 691 | | トリメチルベンゼン | | | 1-342 |
| | 664 | 有機スズ化合物 (ビス (トリブチルスズ) = オキンドを除く) | | スズに換算 | 1-274 | 692 | | 2, 4, 4 - トリメチルペンタ - 1 - エン及び 2, 4, 4 - トリメチルペンタ - 2 - エンの混合物 | | | 1-343 |
| | 665 | セリウム及びその化合物 | | セリウムに換算 | 1-276 | 693 | | トリメトキシ - [3 - (オキシラン - 2 - イルメトキシ) プロピル] シラン | | | 1-344 |
| | 666 | タリウム及びその化合物 | | タリウムに換算 | 1-279 | 694 | | ナトリウム = アルケンスルホナート (アルケンの炭素数が 14 から 16 までのもの及びその混合物に限る。) 及びナトリウム = ヒドロキシアルケンスルホナート (アルケンの炭素数が 14 から 16 までのもの及びその混合物に限る。) 並びにこれらの混合物 | | | 1-348 |
| | 667 | 炭化けい素 | | | 1-280 | 695 | | ナトリウム = 1 - オキソ - 1 ラムダ (5) - ビリジン - 2 - チオラート | | | 1-349 |
| | 668 | 炭酸リチウム | | | 1-281 | 696 | | ナトリウム = (ドデカノイルオキシ) ベンゼンスルホナート | | | 1-350 |
| | 669 | チオシアン酸銅 (I) | | | 1-283 | 697 | ○ | 鉛及びその化合物 | | 鉛に換算 | 1-353 |
| | 670 | チオリン酸 O - 4 - シアノフェニル - O, O - ジメチル | シアノホス又は CYAP | | 1-285 | 698 | | ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩 | | | 1-356 |
| | 671 | 1, 1' - [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S) - 4 - [[5 - デオキシ - 2 - O - [2 - デオキシ - 2 - (メチルアミノ) - アルファ - L - グルコピラノシル] - 3 - C - ホルミル - アルファ - L - リキソフランシル] オキシ] - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサ - 1, 3 - ジイル] ジグアニジン | ストレプトマイシン | | 1-292 | 699 | | パラホルムアルデヒド | | | 1-364 |
| | 672 | (2R, 3aS, 5aR, 5bS, 9S, 13S, 14R, 16aS, 16bR) - 2 - [(6 - デオキシ - 2, 3, 4 - トリ - O - メチル - アルファ - L - マンノピラノシル) オキシ] - 13 - [[4 - (ジメチルアミノ) - 2, 3, 4, 6 - テトラデオキシ - ベータ - D - エリトロ - ヘキソピラノシル] オキシ] - 9 - エチル - 14 - メチル - 2, 3, 3a, 5a, 5b, 6, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 16a, 16b - テトラデカヒドロ - 1H - a - s - インダセノ [3, 2 - d] オキサシクロドデシン - 7, 15 - ジオン (別名スピノシン) | スピノサド | | 1-293 | 700 | | ビス (アルキル) (ジメチル) アンモニウムの塩 (アルキル基の構造が直鎖であり、かつ、当該アルキル基の炭素数が 12, 14, 16, 18 又は 20 のもの及びその混合物に限る。) | | | 1-365 |
| | 673 | デカナール | デシルアルデヒド | | 1-294 | 701 | | 2, 4 - ビス (イソプロピルアミノ) - 6 - メチルチオ - 1, 3, 5 - トリアジン | プロメトリン | | 1-366 |
| | 674 | テトラヒドロフラン | | | 1-302 | 702 | | ビス (2 - エチルヘキシル) = (Z) - プタ - 2 - エンジオアート | | | 1-368 |
| | 675 | テトラフルオロエチレン | | | 1-304 | 703 | | ビス (2 - スルフィドピリジン - 1 - オラト) 銅 | | | 1-372 |
| | 676 | 2, 2, 3, 3 - テトラフルオロプロピオン酸ナトリウム | テトラビオン又はフルプロバネートナトリウム塩 | | 1-305 | 704 | | (T - 4) - ビス [2 - (チオキソ - カップス) - ビリジン - 1 (2H) - オラト - カップス O] 亜鉛 (II) | | | 1-373 |
| | | | | | | 705 | | ビス (2, 2, 6, 6 - テトラメチル - 4 - ビペリジル) = セバケート | | | 1-374 |
| | | | | | | 706 | ○ | ビス (トリブチルスズ) = オキンド | | | 1-375 |
| | | | | | | 707 | | N, N - ビス (2 - ヒドロキシエチル) アルカンアミド (アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8, 10, 12, 14, 16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。) | | | 1-376 |
| | | | | | | 708 | | (1 - ヒドロキシエタン - 1, 1 - ジイル) ジホスホン酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩 | | | 1-380 |
| | | | | | | 709 | | ビペロナール | ヘリオトロピン | | 1-385 |
| | | | | | | 710 | | フタル酸ジブチル | | | 1-394 |
| | | | | | | 711 | | 2 - ターシャリ - プチルアミノ - 4 - シクロプロピルアミノ - 6 - メチルチオ - 1, 3, 5 - トリアジン | | | 1-398 |
| | | | | | | 712 | | ターシャリ - プチル = 2 - エチルペルオキシヘキサノアート | | | 1-400 |
| | | | | | | 713 | | 2 - ターシャリ - プチルシクロヘキシル = アセタート | | | 1-405 |
| | | | | | | 714 | | 4 - ターシャリ - プチルシクロヘキシル = アセタート | | | 1-406 |
| | | | | | | 715 | | 1 - (5 - ターシャリ - プチル - 1, 3, 4 - チアアゾール - 2 - イル) - 1, 3 - ジメチル尿素 | テブチウロン | | 1-408 |
| | | | | | | 716 | | 2 - (4 - ターシャリ - プチルフェニル) - 2 - シアノ - 3 - オキソ - 3 - (2 - トリフルオロメチルフェニル) プロパン酸 = 2 - メトキシエチル | シフルメトフェン | | 1-409 |
| | | | | | | 717 | | 3 - (4 - ターシャリ - プチルフェニル) プロパノール | | | 1-410 |
| | | | | | | 718 | | 3 - (4 - ターシャリ - プチルフェニル) - 2 - メチルプロパノール | | | 1-411 |
| | | | | | | 719 | | 2 - ターシャリ - プチルフェノール | | | 1-412 |
| | | | | | | 720 | | 2 - ターシャリ - プチルエタノール | | | 1-416 |

| 特定第一種 | 管理番号 | 物質名称 | 別名 | 元素等に換算する化学物質 | 政令番号 |
|-------|------|---|--------------|--------------|-------|
| | 721 | フルアラール | | | 1-418 |
| | 722 | 4-プロモ-2-(4-クロロフェニル)-1-エトキシメチル-5-(トリフルオロメチル)ピロール-3-カルボニトリル | クロルフェナビル | | 1-421 |
| | 723 | 3-プロモ-N-[4-クロロ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド | クロラントラニリプロール | | 1-422 |
| | 724 | 3-(3-プロモ-6-フルオロ-2-メチルインドール-1-イルスルホニル)-N,N-ジメチル-1,2,4-トリアゾール-1-スルホンアミド | アミスルプロム | | 1-426 |
| | 725 | ヘキサヒドロ-1,3,5-トリス(2-ヒドロキシエチル)-1,3,5-トリアジン | | | 1-432 |
| | 726 | 4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン | | | 1-433 |
| | 727 | ヘキサンジヒドラジド | | | 1-437 |
| | 728 | ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート | | | 1-438 |
| | 729 | 1-ヘキセン | | | 1-439 |
| | 730 | 1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-2,3-エポキシ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン | ヘプタクロルエポキシド | | 1-441 |
| | 731 | ヘプタン | | | 1-442 |
| | 732 | 5-ヘプチルオキシラン-2-オン | | | 1-443 |
| | 733 | ペルフルオロオクタ酸及びその塩 | PFOA及びその塩 | | 1-446 |
| | 734 | 2-ベンジリデンオクタナール | | | 1-449 |
| | 735 | 3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール | | | 1-454 |
| | 736 | 無水酢酸 | | | 1-466 |
| | 737 | メチルイソブチルケトン | | | 1-472 |
| | 738 | メチル=2-(3-オキソ-2-ベンチルシクロペンチル)アセタート | | | 1-473 |
| | 739 | 2-[メチル-[(Z) -オクタデカ-9-エノイル]アミノ]酢酸 | オレオイルザルコシン | | 1-474 |
| | 740 | N-メチルジチオカルバミン酸ナトリウム | メタムナトリウム塩 | | 1-480 |
| | 741 | N-メチルジデカン-1-イルアミン | | | 1-481 |
| | 742 | 2-メチルチオ-4-エチルアミノ-6-(1,2-ジメチルプロピルアミノ)-s-トリアジン | ジメタメトリン | | 1-483 |
| | 743 | メチル=ドデカノアート | | | 1-484 |
| | 744 | (E)-3-メチル-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-2-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン | | | 1-485 |
| | 745 | (RS)-1-メチル-2-ニトロ-3-(テトラヒドロ-3-フリルメチル)グアニジン | ジノテフラン | | 1-487 |
| | 746 | N-メチル-2-ピロリドン | | | 1-489 |
| | 747 | 2-メチルプロパン-2-チオール | | | 1-490 |
| | 748 | 3-メチルペンタ-3-エン-2-オンと3-メチリデン-7-メチルオクタ-1,6-ジエンの反応生成物であって、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,5,6,7,8-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン、1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,4,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノン及び1-(2,3,8,8-テトラメチル-1,2,3,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-2-ナフチル)エタノンの混合物を80重量パーセント以上含有するもの | | | 1-492 |
| | 749 | 3-メトキシアニリン | | | 1-499 |
| | 750 | (E)-2-メトキシイミノ-N-メチル-2-(2-フェノキシフェニル)アセトアミド | メトミノストロピン | | 1-500 |
| | 751 | 2-(2-メトキシエトキシ)エタノール | | | 1-501 |
| | 752 | 1-メトキシ-2-(2-メトキシエトキシ)エタン | | | 1-504 |
| | 753 | 硫化(2,4,4-トリメチルペンテン) | | | 1-506 |
| | 754 | 硫酸ジメチル | | | 1-507 |

業種コード・届出先一覧

○業種の説明は、経済産業省・環境省のホームページに掲載していますのでご参照ください。

○複数の大臣名が記載されている業種については、いずれの大臣あてに届出を行っても構いません。

○本表は、事業者の届出の便宜に資するように参考までに作成されたものであり、各大臣の一般的な所管の整理に何ら予断を与えるものではありません。

| 政令名称 | 業種名 | 業種コード | 届出先 |
|------|----------------------|-------|----------------------------|
| 一 | 金属鉱業 | 0500 | 経済産業大臣 |
| 二 | 原油・天然ガス鉱業 | 0700 | 経済産業大臣 |
| 三 | 製造業 | | |
| | 食料品製造業 | 1200 | 農林水産大臣 |
| | 飲料・たばこ・飼料製造業(以下を除く。) | 1300 | 農林水産大臣 |
| | 酒類製造業 | 1320 | 財務大臣 |
| | たばこ製造業 | 1350 | 財務大臣 |
| | 繊維工業 | 1400 | 経済産業大臣 |
| | 衣服・その他の繊維製品製造業 | 1500 | 経済産業大臣 |
| | 木材・木製品製造業(家具を除く。) | 1600 | 経済産業大臣 農林水産大臣 |
| | 家具・装備品製造業 | 1700 | 経済産業大臣 |
| | パルプ・紙・紙加工品製造業 | 1800 | 経済産業大臣 |
| | 出版・印刷・関連産業 | 1900 | 経済産業大臣 |
| | 化学工業(以下を除く。) | 2000 | 経済産業大臣 |
| | 塩製造業 | 2025 | 財務大臣 |
| | 医薬品製造業 | 2060 | 厚生労働大臣 |
| | 農薬製造業 | 2092 | 農林水産大臣 |
| | 石油製品・石炭製品製造業 | 2100 | 経済産業大臣 |
| | プラスチック製品製造業 | 2200 | 経済産業大臣 |
| | ゴム製品製造業 | 2300 | 経済産業大臣 |
| | なめし革・同製品・毛皮製造業 | 2400 | 経済産業大臣 |
| | 窯業・土石製品製造業 | 2500 | 経済産業大臣 |
| | 鉄鋼業 | 2600 | 経済産業大臣 |
| | 非鉄金属製造業 | 2700 | 経済産業大臣 |
| | 金属製品製造業 | 2800 | 経済産業大臣 |
| | 一般機械器具製造業 | 2900 | 経済産業大臣 |
| | 電気機械器具製造業(以下を除く。) | 3000 | 経済産業大臣 |
| | 電子応用装置製造業 | 3060 | 経済産業大臣 厚生労働大臣 |
| | 電気計測器製造業 | 3070 | 経済産業大臣 厚生労働大臣 |
| | 輸送用機械器具製造業(以下を除く。) | 3100 | 経済産業大臣 |
| | 鉄道車両・同部品製造業 | 3120 | 国土交通大臣 |
| | 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 3140 | 国土交通大臣 |
| | 精密機械器具製造業(以下を除く。) | 3200 | 経済産業大臣 |
| | 医療用機械器具・医療用品製造業 | 3230 | 経済産業大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 |
| | 武器製造業 | 3300 | 経済産業大臣 |
| | その他の製造業 | 3400 | 経済産業大臣 |

(注1)自然科学研究所は、主たる研究対象に最も近い事業が属する届出先を記入してください。

(注2)国の機関又は地方公共団体の公務については、具体的な内容に対応する業種で分類してください。
業種に属する事業を営んでいる場合は、当該対象業種を選択し、業種コードを記載してください。

(注3)国の機関は、その営む事業に関わらず、当該機関を所管する大臣を届出先としてください。
地方公共団体は、その営む事業を所管する大臣を届出先としてください。

| 政令名称 | 業種名 | 業種コード | 届出先 |
|------|--|-----------------|--|
| 四 | 電気業 | 3500 | 経済産業大臣 |
| 五 | ガス業 | 3600 | 経済産業大臣 |
| 六 | 熱供給業 | 3700 | 経済産業大臣 |
| 七 | 下水道業 | 3830 | 国土交通大臣 |
| 八 | 鉄道業 | 3900 | 国土交通大臣 |
| 九 | 倉庫業 (倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。) | 4400 | 国土交通大臣 |
| 十 | 石油卸売業 | 5132 | 経済産業大臣 |
| 十一 | 鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。) | 5142 | 経済産業大臣 |
| 十二 | 自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。) | 5220 | 経済産業大臣 |
| 十三 | 燃料小売業 | 5930 | 経済産業大臣 |
| 十四 | 洗濯業 | 7210 | 厚生労働大臣 |
| 十五 | 写真業 | 7430 | 経済産業大臣 |
| 十六 | 自動車整備業 | 7700 | 国土交通大臣 |
| 十七 | 機械修理業 | 7810 | 経済産業大臣 |
| 十八 | 商品検査業 | 8620 | 経済産業大臣 |
| 十九 | 計量証明業(一般計量証明業を除く。) | 8630 | 経済産業大臣 |
| 二十 | 一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。) | 8716 | 環境大臣 |
| 二十一 | 産業廃棄物処分業 | 8722 | 環境大臣 |
| 二十二 | 特別管理産業廃棄物処分業 | 8724 | 環境大臣 |
| 二十二 | 医療業 | 8800 | 厚生労働大臣 |
| 二十三 | 高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。) | 9140 | 文部科学大臣 |
| 二十四 | 自然科学研究所 | 9210 | 経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注1) |
| | 国の機関又は地方公共団体の公務 | 上記のいずれか (注2) | 経済産業大臣 環境大臣 財務大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣 国土交通大臣 防衛大臣 (注3) |

※P R T R届出で用いている業種は、この制度が開始された時点の日本標準産業分類(第10回改定)に基づいていますので、最新の産業分類とは業種コードや内容が異なります。

対象業種の区分

| 業種区分 | | 業種コード | |
|-------------|------------------|--------------------------------------|------|
| 1 金属鉱業 | 貴金属鉱業 | 0500 | |
| | 非鉄金属鉱業 | | |
| | 鉄属鉱業 | | |
| | その他の金属鉱業 | | |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 原油鉱業 | 0700 | |
| | 天然ガス鉱業 | | |
| 3 製造業 | a 食料品製造業 | 畜産食料品製造業 | 1200 |
| | | 水産食料品製造業 | |
| | | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | |
| | | 調味料製造業 | |
| | | 糖類製造業 | |
| | | 精穀・製粉業 | |
| | | パン・菓子製造業 | |
| | | 動植物油脂製造業 | |
| | | その他の食料品製造業 | |
| | | b 飲料・たばこ・飼料製造業 | |
| | 酒類製造業 | | 1320 |
| | 茶・コーヒー製造業 | | 1300 |
| | 製氷業 | | |
| | たばこ製造業 | | 1350 |
| | 飼料・有機質肥料製造業 | | 1300 |
| | c 繊維工業 | 製糸業 | 1400 |
| | | 紡績業 | |
| | | ねん糸製造業 | |
| | | 織物業 | |
| | | ニット生地製造業 | |
| | | 染色整理業 | |
| | | 綱・網製造業 | |
| | | レース・繊維雑品製造業 | |
| | | その他の繊維工業 | |
| | d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 織物製(不織布製及びレース製を含む。)外衣・シャツ製造業(和式を除く。) | 1500 |
| | | ニット製外衣・シャツ製造業 | |
| | | 下着類製造業 | |
| | | 毛皮製衣服・身の回り品製造業 | |
| | | 和装製品・足袋製造業 | |
| | | その他の衣服・繊維身の回り品製造業 | |
| | | その他の繊維製品製造業 | |

| 業種区分 | | | 業種コード |
|------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------|
| 3 製造業 (続き) | e 木材・木製品 製造業 (家具を除く。) | 製材業、木製品製造業 | 1600 |
| | | 造作材・合板・建築用組立材料製造業 | |
| | | 木製容器製造業(竹、とうを含む。) | |
| | | その他の木製品製造業(竹、とうを含む。) | |
| | f 家具・装備品 製造業 | 家具製造業 | 1700 |
| | | 宗教用具製造業 | |
| | | 建具製造業 | |
| | | その他の家具・装備品製造業 | |
| | g パルプ・紙・紙 加工品製造業 | パルプ製造業 | 1800 |
| | | 紙製造業 | |
| | | 加工紙製造業 | |
| | | 紙製品製造業 | |
| | | 紙製容器製造業 | |
| | | その他のパルプ・紙・紙加工品製造業 | |
| | h 出版・印刷・ 同関連産業 | 新聞業 | 1900 |
| | | 出版業 | |
| | | 印刷業(謄写印刷業を除く。) | |
| | | 製版業 | |
| | | 製本業、印刷物加工業 | |
| | | 印刷関連サービス業 | |
| | i 化学工業 | 化学肥料製造業 | 2000 |
| | | 無機化学工業製品製造業 | |
| | | 塩製造業 | 2025 |
| | | 有機化学工業製品製造業 | 2000 |
| | | 化学繊維製造業 | |
| | | 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業 | |
| 医薬品製造業 | | 2060 | |
| 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | 2000 | |
| その他の化学工業 | | | |
| 農薬製造業 | | 2092 | |
| j 石油製品・ 石炭製品 製造業 | 石油精製業 | 2100 | |
| | 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの。) | | |
| | コークス製造業 | | |
| | 練炭・豆炭製造業 | | |
| | 舗装材料製造業 | | |
| | その他の石油製品・石炭製品製造業 | | |

| 業種区分 | | | 業種コード |
|----------------|-------------------------------|----------------------------|-------|
| 3 製造業 (続き) | k プラスチック 製品製造業 (別掲を除く。) | プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業 | 2200 |
| | | プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業 | |
| | | 工業用プラスチック製品製造業 | |
| | | 発泡・強化プラスチック製品製造業 | |
| | | プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む。) | |
| | | その他のプラスチック製品製造業 | |
| | l ゴム製品製造業 | タイヤ・チューブ製造業 | 2300 |
| | | ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業 | |
| | | ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業 | |
| | | その他のゴム製品製造業 | |
| | m なめし革・ 同製品・ 毛皮製造業 | なめし革製造業 | 2400 |
| | | 工業用革製品製造業(手袋を除く。) | |
| | | 革製履物用材料・同付属品製造業 | |
| | | 革製履物製造業 | |
| | | 革製手袋製造業 | |
| | | かばん製造業 | |
| | | 袋物製造業 | |
| | | 毛皮製造業 | |
| | | その他のなめし革製品製造業 | |
| | n 窯業・土石製品 製造業 | ガラス・同製品製造業 | 2500 |
| | | セメント・同製品製造業 | |
| | | 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く。) | |
| | | 陶磁器・同関連製品製造業 | |
| | | 耐火物製造業 | |
| | | 炭素・黒鉛製品製造業 | |
| | | 研磨剤・同製品製造業 | |
| | | 骨材・石工品製造業 | |
| その他の窯業・土石製品製造業 | | | |
| o 鉄鋼業 | 高炉による製鉄業 | 2600 | |
| | 高炉によらない製鉄業 | | |
| | 製鋼・製鋼圧延業 | | |
| | 製鋼を行わない製材製造業(表面処理鋼材を除く。) | | |
| | 表面処理鋼材製造業 | | |
| | 鉄素形材製造業 | | |
| | その他の鉄鋼業 | | |

| 業種区分 | | | 業種コード |
|-------------------|-------------|-----------------------------------|-------|
| 3 製造業 (続き) | p 非鉄金属製造業 | 非鉄金属第1次製錬・精製業 | 2700 |
| | | 非鉄金属第2次製錬・精製業 | |
| | | 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸、押出しを含む。) | |
| | | 電線・ケーブル製造業 | |
| | | 非鉄金属素形材製造業 | |
| | | その他の非鉄金属製造業 | |
| | q 金属製品製造業 | ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業 | 2800 |
| | | 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業 | |
| | | 暖房装置・配管工事用付属品製造業 | |
| | | 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業含む。) | |
| | | 金属素形材製品製造業 | |
| | | 金属被覆・彫刻業、熱処理業(ほうろう鉄器を除く。) | |
| | | 金属線製品製造業(ねじ類を除く。) | |
| | | ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 | |
| | | その他の金属製品製造業 | |
| | r 一般機械器具製造業 | ボイラ・原動機製造業 | 2900 |
| | | 農業用機械製造業(農業用器具を除く。) | |
| | | 建設機械・鉱山機械製造業(建設用・農業用・運搬用トラクタを含む。) | |
| | | 金属加工機械製造業 | |
| | | 繊維機械製造業 | |
| | | 特殊産業用機械製造業 | |
| | | 一般産業用機械・装置製造業 | |
| | | 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業 | |
| | | その他の機械・同部分品製造業 | |
| | s 電気機械器具製造業 | 発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 | 3000 |
| | | 民生用電気機械器具製造業 | |
| | | 電球・電気照明器具製造業 | |
| 通信機械器具・同関連機械器具製造業 | | 3060 | |
| 電子計算機・同付属装置製造業 | | | |
| 電子応用装置製造業 | | 3070 | |
| 電気計測器製造業 | | 3000 | |
| 電子部品・デバイス製造業 | | | |
| その他の電気機械器具製造業 | | | |

| 業種区分 | | | 業種コード |
|--|----------------------------------|--|-------|
| 3 製造業 (続き) | t 輸送用機械 器具製造業 | 自動車・同付属品製造業 | 3100 |
| | | 鉄道車両・同部分品製造業 | 3120 |
| | | 自転車・同部品製造業 | 3100 |
| | | 船舶製造・修理業、船用機関製造業 | 3140 |
| | | 航空機・同付属品製造業 | 3100 |
| | | その他の輸送用機械器具製造業 | |
| | u 精密機械 器具製造業 | 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業 | 3200 |
| | | 測量機械器具製造業 | |
| | | 医療用機械器具・医療用品製造業 | 3230 |
| | | 理化学機械器具製造業 | 3200 |
| | | 光学機械器具・レンズ製造業 | |
| | | 眼鏡製造業(枠を含む。) | |
| | | 時計・同部品製造業 | |
| | v 武器製造業 | 銃製造業 | 3300 |
| | | 砲製造業 | |
| | | 銃弾製造業 | |
| | | 砲弾製造業(装てん組立業を除く。) | |
| | | 銃砲弾以外の弾薬製造業(装てん組立業を除く。) | |
| | | 弾薬装てん組立業(銃弾製造業を除く。) | |
| | | 特殊装甲車両(銃砲を搭載する構造を有する装甲車両であつて、無限軌道装置によるもの。)・同部分品製造業 | |
| | | その他の武器製造業 | |
| w その他の 製造業 | 貴金属製品製造業(宝石加工を含む。) | 3400 | |
| | 楽器製造業 | | |
| | がん具・運動用具製造業 | | |
| | ペン・鉛筆・絵具用品・その他の事務用品製造業 | | |
| | 装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く。) | | |
| | 漆器製造業 | | |
| | 畳・傘等生活雑貨製品製造業 | | |
| | 他に分類されない製造業 | | |
| 4 電気業 | | | 3500 |
| 5 ガス業 | | | 3600 |
| 6 熱供給業 | | | 3700 |
| 7 下水道業 | | | 3830 |
| 8 鉄道業 | | | 3900 |
| 9 倉庫業(倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。) | | | 4400 |
| 10 石油卸売業 | | | 5132 |

| 業種区分 | 業種コード |
|--|-------|
| 11 鉄スクラップ卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。) | 5142 |
| 12 自動車卸売業(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。) | 5220 |
| 13 燃料小売業 | 5930 |
| 14 洗濯業 | 7210 |
| 15 写真業 | 7430 |
| 16 自動車整備業 | 7700 |
| 17 機械修理業 | 7810 |
| 18 商品検査業 | 8620 |
| 19 計量証明業(一般計量証明業を除く。) | 8630 |
| 20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。) | 8716 |
| 21 産業廃棄物処分業 | 8722 |
| 特別管理産業廃棄物処分業 | 8724 |
| 22 医療業 | 8800 |
| 23 高等教育機関(付属設備を含み、人文科学のみに係るものを除く。) | 9140 |
| 24 自然科学研究所 | 9210 |

対象業種の概要

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|------------------|---|---|
| 1 金属鉱業 | 金属鉱の掘採を行う事業所及び金属鉱の選鉱その他の品位向上処理を行う事業所が分類される業種 | |
| 2 原油・天然ガス鉱業 | 原油・天然ガスなどの掘採を行う事業所及び自ら掘採した天然ガスから天然ガソリン、液化石油ガス(LPG)、圧縮ガスを生産する事業所が分類される業種 | |
| 3 製造業 | | |
| a 食料品製造業 | 次のいずれかの製造を行う事業所が分類される業種 1:畜産食料品、水産食料品などの製造 2:野菜缶詰、果実缶詰、農産保存食料品などの製造 3:調味料、糖類、動植物油脂などの製造 4:精穀、製粉及びでんぷん、ふくらし粉、イースト、こうじ、麦芽などの製造 5:パン、菓子、麺類、豆腐、油揚げ、冷凍調理食品、惣菜などの製造 | 販売を主とする事業所が、販売に直接付随する行為として、その取り扱い商品に簡単な処理を施す場合は、卸売・小売業、飲食店に分類される |
| b 飲料・たばこ・飼料製造業 | 清涼飲料、酒類、茶、コーヒー、氷、たばこ(葉たばこを含む。)、飼料、有機質肥料を製造する事業所が分類される業種 | 食料品を製造する事業所は食料品製造業に、たばこの副産物を利用して殺虫剤等を製造する事業所は化学工業に分類される |
| c 繊維工業 | 次のいずれかを製造する事業所が分類される業種 1:製糸、紡績糸、ねん糸、綱などの製造 2:織物、ニット、レース、組ひも、綱などの製造 3:糸、織物、ニット、繊維雑品、綿状繊維などの精練、漂白、染色及び整理 4:製綿、フェルトなどの製造 5:麻製織、整毛などの紡織半製品の製造及びその他の繊維処理 | ガラスワール、ロックワール等の紡織を行う事業所は、窯業・土石製品製造業に分類される |
| d 衣服・その他の繊維製品製造業 | 購入した織物、ニット生地、フェルト地、レース地、なめし革、毛皮などを裁断、縫製して、衣服及びその他の繊維製品を製造する事業所が分類される業種 | 個人の注文により衣服あるいは衣装用品を作る洋服店または洋裁店については、材料が店もちの場合は卸売・小売業、飲食店に、個人もちの場合はサービス業に分類される |
| e 木材・木製品製造業 | 製材及び単板(パネ板)、合板、屋根まさなど木製基礎資材を製造する事業所、並びにこれらの木材又は竹、とう、コルクなどを主要材料としてつくられる製品を製造する事業所が分類される業種 | 建設工事現場で建設工事の一部として行なう木製品の製造、木材による修繕・改装などを行う事業所は建設業に、個人の注文によって木製品を製造し小売する事業所は卸売・小売業、飲食店に分類される |
| f 家具・装備品製造業 | 家庭用及び事務用家具(和式、洋式を含む。)、宗教用具、戸、障子、襖、日よけ、竹すだれなどを製造する事業所が分類される業種 | 家具類の改造・修理等を行う事業所はサービス業に分類される |

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|------------------|--|---|
| g パルプ・紙・紙加工品製造業 | 木材、その他の植物原料または古繊維から、主としてパルプ及び紙を製造する事業所、またはこれらの紙から紙加工品を製造する事業所が分類される業種 | 抄紙紙織物の製造は繊維工業に、研磨紙の製造は窯業・土石製品製造業に、写真感光紙の製造は化学工業に分類される |
| h 出版・印刷・同関連産業 | 出版業、印刷業及びこれに関連した補助的業務を行う事業所が分類される業種 | |
| i 化学工業 | 化学的処理を主な製造過程とする事業所及びこれらの化学的処理によって得られた物質の混合、または最終処理を行う事業所のうち他に特掲されないものが分類される業種 | 購入した化学工業製品を販売するための包装及び再包装を行い、自ら化学工業製品を製造しない場合は卸売・小売業、飲食店に分類される |
| j 石油製品・石炭製品製造業 | 石油を精製する事業所、購入した原料を混合加工して潤滑油、グリスを製造する事業所、コークス炉による石炭の乾留を行う事業所が分類される業種 | |
| k プラスチック製品製造業 | プラスチックを用い、押出成形機、射出成形機などの各種成形機(成形器)により成形された成形製品を製造する事業所、及び同製品に切断、接合、塗装、蒸着めっき、バフ加工などの加工を行う事業所並びにプラスチックを用いて成形のために配合、混和(短繊維、充てん剤、安定剤、着色剤、可塑剤等)を行う事業所及び再製プラスチックを製造する事業所が分類される業種 | プラスチック製家具の製造は家具・装備品製造業に、プラスチック(ウレア樹脂、メラミン樹脂等)・合成樹脂系接着剤の製造は化学工業に、プラスチック製履物・同附属品の製造はゴム製品製造業に、プラスチック製かばん・袋物の製造はなめし革・同製品・毛皮製造業に、プラスチック製歯車の製造は一般機械器具製造業に、プラスチック製計量器の製造は精密機械器具製造業に、プラスチック製楽器・玩具・人形、プラスチック製事務用品・装身具・装飾品・ホビー、プラスチック製モデル・模型・パレット(運搬用)の製造はその他の製造業にそれぞれ分類される |
| l ゴム製品製造業 | 天然ゴム類、合成ゴムなどから作られたゴム製品(タイヤ、チューブ、ゴム製履物、ゴム引布、ゴムベルト、ゴムホース、工業用ゴム製品、更正タイヤ、再生ゴム、その他ゴム製品等)を製造する事業所が分類される業種 | 糸ゴム入りの繊維製品の製造は繊維工業に、他から受け入れたゴム引布からのゴム引布製衣服及び縫製品の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、合成ゴムの製造は化学工業に分類される |
| m なめし革・同製品・毛皮製造業 | なめし革製造業、毛皮製造業及び各種のなめし革製品、再生革製品を製造する事業所、及びかばん、袋物の製造を行う事業所が分類される業種 | なめし革製及び毛皮製衣服の製造は衣服・その他の繊維製品製造業に、運動用具及び玩具の製造はその他の製造業に分類される |
| n 窯業・土石製品製造業 | 板ガラス及びその他のガラス製品、セメント及び同製品、建設用粘土製品、陶磁器、耐火物、炭素及び黒鉛製品、珪瑯鉄器、研磨材料、骨材、石膏製品、石炭及び石綿製品などを製造する事業所が分類される業種 | |

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|--------------|---|--|
| o 鉄鋼業 | 鉱石、鉄くずなどから鉄及び鋼を製造する事業所、鉄及び鋼の鋳造品、鍛造品、圧延鋼材、表面処理鋼材などを製造する事業所が分類される業種 | |
| p 非鉄金属製造業 | 鉱石、金属くずなどを処理し、非鉄金属の精錬及び生成を行う事業所、非鉄金属の合金製品、圧延、抽伸、押出しを行う事業所、及び非鉄金属の鋳造、その他の基礎製品を製造する事業所(電線、ケーブル等製造及び核燃料製造を含む。)が分類される業種 | |
| q 金属製品製造業 | ブリキ缶及びその他のめっき板等製品、刃物、手道具類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、建設用・建築用金属製品、金属線製品及び他に分類されない各種金属製品を製造する事業所が分類される業種 | 金属製家具の製造は家具・装身具製造業に、宝石加工及び貴金属製品の製造はその他の製造業に分類される |
| r 一般機械器具製造業 | 電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具、武器を除く一般機械器具を製造する事業所が分類される業種 | |
| s 電気機械器具製造業 | 電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用を行う機械器具を製造する事業所(民生用電気機械器具を含む。)が分類される業種 | 絶縁電線及びケーブルの製造は非鉄金属製造業に、モータ直結又は取付式機械の製造は一般機械器具製造業に分類される |
| t 輸送用機械器具製造業 | 輸送用機械器具を製造する事業所(自動車、船舶、航空機、鉄道車輛及びその他の輸送機械器具等)が分類される業種 | |
| u 精密機械器具製造業 | 計量器、測定器、分析機器及び試験機、測量機械器具、医療機械器具及び医療用品、理化学機械、光学機械器具及びレンズ、眼鏡、時計等を製造する事業所が分類される業種 | 電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業に、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される |
| v 武器製造業 | 銃、砲、銃弾、砲弾、銃砲弾以外の弾薬、特殊装甲車輛等を製造する事業所が分類される業種 | |
| w その他の製造業 | aからvのいずれにも分類されない製品を製造する事業所(貴金属、楽器、玩具、運動用具、ペン、鉛筆、絵画用品、ホコリ、漆器等)が分類される業種 | 電気計測器・電子測定装置の製造は電気機械器具製造業、理化学用のガラス器具及び陶磁器の製造は窯業・土石製品製造業に分類される |
| 4 電気業 | 一般の需要に応じ電気を供給する事業所またはこれに電気を供給する事業所が分類される業種 | |
| 5 ガス業 | 一般の需要に応じ製造ガス、天然ガスまたはこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される業種 | 天然ガスの採掘を行う事業所は鉱業に分類される |

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|---|---|---|
| 6 熱供給業 | 一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギーまたは蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される業種 | |
| 7 下水道業 | 公共下水道、流域下水道または都市下水路により汚水・雨水の排除または処理を行う事業所が分類される業種 | じんかい・汚物等の処理、産業用下水道の洗浄はサービス業に分類される |
| 8 鉄道業 | 鉄道、軌道、索道により旅客、貨物の運送を行う事業所が分類される業種 | 鉄道業が経営する鉄道事業以外の事業を行う事業所は、その行う事業によりそれぞれの産業に分類される |
| 9 倉庫業（倉庫業法に基づく登録を受けている事業者のうち農作物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。） | 普通倉庫業、冷蔵倉庫業（及び水面木材倉庫業）を営む事業者が分類される業種（例：寄託を受けた物品を倉庫に保管する営業行為） | 自家用の倉庫は主事業所の産業に分類される。また、物品の一時預所、保護預りのための施設、及び運送、運送取扱い又は運送代弁の為の施設として使用するものは、倉庫業には含まれない 法においては、農作物の保管又は貯蔵タンクにより気体又は液体の貯蔵を行う事業所のみが対象となる 倉庫業に関する問い合わせ先 国土交通省総合政策局物流政策課 物流産業室 電話番号：03-5253-8111（代表） |
| 10 石油卸売業 | 石油類を卸売する事業所が分類される業種 | ガソリン・LPGスタンド、給油所は燃料小売業に分類される |
| 11 鉄スクラップ卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。） | 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所が分類される業種 | 法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外す事業所のみが対象となる |
| 12 自動車卸売業（自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収するものに限る。） | 自動車及び自動車の部品、及び付属品を卸売する事業所（二輪自動車を含む。）が分類される業種 | 法においては、自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収する事業所のみが対象となる |
| 13 燃料小売業 | 計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及びLPGを小売する事業所ならびに灯油、プロパンガス、石炭、薪などの燃料を小売する事業所が分類される業種 | |

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|-----------------------|--|---|
| 14 洗濯業 | 以下の事業所が該当する 1:衣服その他の繊維製品及び皮革製品を原型のまま洗濯する事業所 2:洗濯物の受取及び引渡を行う事業所 3:繊維製品を洗濯し、これを使用させるために貸与し、その使用後回収して洗濯し、更にこれを貸与することを繰り返して行う事業所が分類される業種 | |
| 15 写真業 | 肖像撮影、フィルム現像、焼付、引伸及びフィルム複写を行う事業所並びにこれらを広告、出版及びその他の業務的使用者のために行う事業所が分類される業種 | |
| 16 自動車整備業 | 自動車の整備修理を行う事業所が分類される業種 | |
| 17 機械修理業 | 一般機械、電気機械器具、建設機械及び鉱山機械の整備、修理を行う事業所が分類される業種 | 修理する商品と同種の商品を製造又は販売する事業所は、製造業又は卸売・小売業、飲食店に分類される |
| 18 商品検査業 | 各種商品の検査、検定、品質管理を行う事業所(非破壊検査法によるものは含まれない。)が分類される業種 | |
| 19 計量証明業(一般計量証明業を除く。) | 以下の事業所が分類される業種 1:主として委託を受け、貨物の積み下ろしまたは入出庫に際して長さ、質量、面積、体積、熱量等を計量し、その結果の証明を行う事業所 2:主として委託を受け、環境の状態に関し濃度、騒音レベル、振動レベル、放射能等を計量し、その結果の証明を行う事業所 3:主として委託を受け、1、2以外の物象の状態の量に関し計量し、その結果の証明を行う事業所 | 法においては、一般計量証明業を除くものが対象となる |

| 業種名 | 概要 | 備考 | |
|---------------------------|--|---|--|
| 20一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。) | 主として収集運搬されたごみ、粗大ごみ等の一般廃棄物(し尿を除く。)を処分する事業所が分類される業種 | 以下の廃棄物を処分する事業所が含まれるが、当該産業から生じた以下の廃棄物を処分する事業所は「21 産業廃棄物処分業」に含まれる 1:畜産農家以外から生じた動物の糞尿及び死体 2:パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞紙巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業、印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業の各産業以外から生じた紙くず 3:建設業(工作物の除去に伴い木屑を生じさせるものに限る。)、木材・木製品製造業(家具製造業含)、パルプ製造業、輸入木材卸売業の各産業以外から生じた木屑 4:繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)以外から生じた繊維くず 5:食料品・医薬品・香料製造業以外から生じた動植物性残渣 また、法においては、一般廃棄物処理業のうち、以下の業種は含まれない 1:し尿収集運搬業 2:し尿処分業 3:浄化槽清掃業 4:浄化槽保守点検業 5:ごみ収集運搬業 6:清掃事務所 | |
| 21 | 産業廃棄物処分業 | 主として収集運搬された事業活動に伴って生じた廃棄物(専ら再生利用の目的となるもの及び特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの)を除く)を処分する事業所が分類される業種 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「20 一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)」の備考に示した廃棄物を処分する事業所は本分類に含まれるが、当該産業以外から生じたこれらの廃棄物を処分する事業所は、「一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)」に含まれる また、法においては、以下の産業廃棄物業は含まれない 1: 産業廃棄物収集運搬業 2:特別管理産業廃棄物収集運搬業 |
| | 特別管理産業廃棄物処分業 | 主として特別管理産業廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの(廃油、強廃酸、強廃アルカリ、感染性廃棄物、廃PCB、廃石綿等))を処分する事業所が分類される業種 | 放射性廃棄物処理業は除く |
| 22 医療業 | 医師又は歯科医師等が患者に対して医療または医療類似行為を行う事業所及びこれに直接関連するサービスを提供する事業所が分類される業種 | 滅菌代行業も含まれる | |

| 業種名 | 概要 | 備考 |
|-------------------------------------|---|--|
| 23 高等教育機関(付属施設を含み、人文科学のみに係わるものを除く。) | 学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳及び応用的能力を展開させることを目的とする学校、並びに職業または实际生活に必要な能力を育成することを目的とする学校(大学、短期大学、高等専門学校等)が分類される業種 | 専門学校、専修学校を除く 法においては、付属施設を含むものとし、人文科学のみに係わるものは除く |
| 24 自然科学研究所 | 地震研究、ふく射線研究、有機合成化学研究等を行う理学研究所、工業技術試験所、機械技術研究所、工業研究所等の工学研究所、農業、林業、漁業に関する研究所、試験場が分類される業種 | 診断・治療上の必要からあるいは食品衛生・予防衛生・栄養生理・医薬品等に関し、依頼に応じて試験・検査・検定等を行うことを業務の一環としている施設も含まれる |

廃棄物の処理方法の分類

| 分類 | 内容 |
|-------|---|
| 脱水・乾燥 | 脱水：一般に濃縮汚泥から水分を除去する操作 乾燥：水分の多い廃棄物すなわち汚泥等から水分を気化蒸発させること |
| 焼却・溶融 | 焼却：有機性廃棄物を燃焼分解し廃棄物の安定化、減容化を行うこと 溶融：物質を溶融流動する温度以上に加熱することによって、有機物を熱分解・燃焼させ、無機物を溶融スラグ化、被溶融物に含まれる有害物を溶融スラグあるいは溶融金属中に固溶化させること |
| 油水分離 | 含油廃水の処理として、廃水中の油の大部分を除去すること |
| 中和 | 酸やアルカリを中性近くまで pH 調節すること |
| 破碎・圧縮 | 廃棄物の処理・処分を容易にするために寸法、容積を減少させることであり、圧縮力、衝撃力、せん断力、あるいはこれらを複合して利用すること |
| 最終処分 | 廃棄物を最終的に自然環境に還元すること。埋立処分及び海洋投入処分がある。 埋立処分：廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用し、安定化、無害化すること。埋立処分場の種類としては、安定型処分場、管理型処分場、遮断型処分場がある。 海洋投入処分：廃棄物を処分する目的で海洋に投棄すること |
| その他 | 選別、固型化、ばい焼、分解、洗浄、滅菌、消毒、煮沸、その他中間処理 |

廃棄物の種類の分類

| 分類 | 内容 | 具体例 |
|-----|--|--|
| 燃え殻 | 事業活動に伴い生ずる石炭がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等 | 石炭がら、灰かす、廃棄物焼却灰、炉清掃排出物、コークス灰、重油燃焼灰等 |
| 汚泥 | 工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの | <p>1. 有機性汚泥：製紙スラッジ、下水汚泥、ビルピット汚泥(し尿の混入しているものを除く。)、洗毛汚泥、消化汚泥、活性汚泥(余剰汚泥)、糊かす、うるしかす</p> <p>2. 無機性汚泥：浄水場沈でん汚泥、中和沈でん汚泥、凝集沈でん汚泥、めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト泥、キラ、カーバイドかす、石炭かす、ソーダ灰かす、ボンデかす、塩水マッド、廃ソルト、不良セメント、不養生コンクリート、廃触媒、タルクかす、柚薬かす、けい藻土かす、活性炭かす、各種スカム(油性スカムを除く)、廃脱硫剤、ニカワかす、脱硫いおう、ガラス・タイル研磨かす、バフくず、廃サンドブラスト(塗料かすを含むものに限る。)、スケール、スライム残さ、排煙脱硫石こう、赤泥、転写紙かす等</p> |
| 廃油 | 鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油 | 潤滑油系廃油(スピンドル油、冷凍機油、ダイナモ油、焼入油、タービン油、マシン油、エンジン油、グリース等)、切削油系廃油(水溶性、不水溶性)、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、圧延油系廃油、作動油系廃油、その他の鉱物油系廃油(灯油、軽油、重油等)、動植物油系廃油(魚油、鯨油、なたね油、やし油、ひまし油、大豆油、豚脂、牛脂等)、廃溶剤類(シンナー、ベンゼン、トルエン、トリクロロエチレン、パークロルエチレン、アルコール等)、廃可塑剤類(脂肪酸エステル、リン酸エステル、フタル酸エステル等)、消泡用油剤、ビルジ、タンカー洗浄廃水、タールピッチ類(タールピッチ、アスファルト、ワックス、ろう、パラフィン等)、廃ワニス、クレオソート廃液、印刷インキかす、硫酸ピッチ(廃油と廃酸の混合物)、廃PCB、廃白土、タンクスラッジ、油性スカム・洗車スラッジ(廃油と汚泥の混合物)等 |

| 分類 | 内容 | 具体例 |
|----------|--|---|
| 廃酸 | 廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。 | 無機廃酸(硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、スルファミン酸、ホウ酸等)、有機廃酸(ギ酸、酢酸、シュウ酸、酒石酸、クエン酸等)、アルコール発酵廃液、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液(漂泊浸せき工程、染色工程)、クロメート廃液、写真漂白廃液等 |
| 廃アルカリ | 廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液。中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱う。 | 洗びん用廃アルカリ、石炭廃液、廃灰汁、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、ドロマイト廃液、アンモニア廃液、染色廃液(精錬工程、シルケット加工)、黒液(チップ蒸解廃液)、脱脂廃液(金属表面処理)、写真現像廃液、か性ソーダ廃液、硫化ソーダ廃液、けい酸ソーダ廃液、か性カリ廃液等 |
| 廃プラスチック類 | 合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類 | 廃ポリウレタン、廃スチロール(発泡スチロールを含む)、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、合成紙くず、廃写真フィルム、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む。)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等 |
| 紙くず | 事業活動に伴って生ずる紙くず | 印刷くず、製本くず、裁断くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、板紙、建設現場から排出される紙くず等 |
| 木くず | 事業活動に伴って生ずる木くず | 建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む。)、木材、木製品製造業等関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、木製パレット等 |

| 分類 | 内容 | 具体例 |
|----------------------|--|---|
| 繊維くず | 天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類) | 木綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、綿くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、建設現場から排出される繊維くず、ロープ等 |
| 動植物性残さ | 原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 | (1) 動物性残さ：魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ、瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら、羽毛等 (2) 植物性残さ：ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぷんかす、豆腐かす、あんかす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果実の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等 |
| 動物系固形不要物 | とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物 | と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥 |
| ゴムくず | 天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類) | 切断くず、裁断くず、ゴムくず、ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムなので廃プラスチック類) |
| 金属くず | 事業活動に伴って生じた鉄鋼または非鉄金属の研磨くず及び切削くず等 | 鉄くず、空かん、スクラップ、ブリキ・トタンくず、箔くず、鉛管くず、銅線くず、鉄粉、バリ、切削くず、研磨くず、ダライ粉、半田かす、溶接かす等 |
| ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | 事業活動に伴って生じたガラスくず、コンクリートくず、耐火れんがくず、陶磁器くず等 | (1) ガラスくず：廃空ビン類、板ガラスくず、アンブルロス、破損ガラス、ガラス繊維くず、カレットくず、ガラス粉 (2) コンクリートくず：製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、インターロッキングくず (3) 陶磁器くず：土器くず、陶器くず、石器くず、磁器くず、レンガくず、断熱レンガくず、せっこう型、レンガ破片、瓦破片等 (4) せっこうボード |
| 鉱さい | 事業活動に伴って生じた高炉、平炉、転炉等の残さい等 | 高炉・平炉・転炉・電気炉からの残さい(スラグ)、キューポラ溶鉱炉のノロ、ドロス・カラミ・スパイス、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鉱じん、鑄物廃砂、サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く。) |

| 分類 | 内容 | 具体例 |
|------|--|--|
| がれき類 | 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた各種廃材(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く。) | コンクリート破片、アスファルト破片、その他これに類する各種廃材等 |
| ばいじん | ばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、もしくは金属くずの焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの | 電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダスト、サイクロン捕集ダスト等 |
| その他 | 動物ふん尿、動物の死体、廃棄物処理法施行令第2条第13項に規定する産業廃棄物(産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの) | (1) 動物ふん尿：牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとり、あひる、がちょう、うずら、セメンド、兎及び毛皮獣等のふん尿等 (2) 動物の死体：同上の家畜の死体 (3) 廃棄物処理法施行令第2条第13項に規定する産業廃棄物：有害汚泥のコンクリート固型物、焼却灰の溶融固化物等 |

秘密情報の請求先

化学物質排出把握管理促進法第6条第1項(※)に基づく秘密情報の請求先(請求書及び関連資料提出先)は、事業者が主として営む事業を所管する省庁となります。請求の際は必ず事前に以下の事業所管省庁のP R T R担当部局に直接お問い合わせください。

また、請求先の省庁が不明の場合は、経済産業省又は環境省にお問い合わせください。

| 事業所管大臣 | 担当部署 | 電話番号 |
|--------|----------------------|------------------|
| 経済産業省 | 産業保安・安全グループ化学物質管理課 | 03-3501-0080(直通) |
| 環境省 | 大臣官房環境保健部化学物質安全課 | 03-3581-3351(代表) |
| 文部科学省 | 研究開発局環境エネルギー課 | 03-5253-4111(代表) |
| 厚生労働省 | 医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室 | 03-5253-1111(代表) |
| 農林水産省 | 消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 | 03-3502-8111(代表) |
| 国土交通省 | 総合政策局環境政策課 | 03-5253-8111(代表) |
| 財務省 | 理財局たばこ塩事業室 | 03-3581-4111(代表) |

(2024年3月現在)

なお、請求後は当該請求に対して審査基準に基づき審査され、承認の認否が決定されることとなっています。

(※) 化学物質排出把握管理促進法第6条第1項

第一種指定化学物質等取扱事業者は、前条第二項の規定による届出に係る第一種指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であって公然と知られていないものに該当するものとして、当該第一種指定化学物質の名称に代えて、当該第一種指定化学物質の属する分類のうち主務省令で定める分類の名称(以下「対応化学物質分類名」という。)をもって次条第一項の規定による通知を行うよう主務大臣に請求を行うことができる。

提出前のチェックシート

このチェックシートは、届出書・届出ファイルの各項目の最終確認に利用してください。

○届出書（様式1）「本紙」

| 記入事項 | | チェック項目 | 届出方法別 | | |
|------|---------------------|--|---|----------|------|
| | | | 電子届出 | 磁気ディスク届出 | 書面届出 |
| ① | 提出日 | 窓口への提出日（郵送の場合は投函日）は記入したか。 | — | — | |
| ② | 届出先 （主務大臣） | 巻末資料の届出先一覧から大臣を選択したか。 | — | — | |
| | | ⑧で選択した「主たる事業」に対応する大臣か。 | — | — | |
| | あて先 （都道府県知事等） | 「東京都知事」など、提出窓口となる自治体首長か。 | — | — | |
| | | 事業所が存在する政令指定都市等が提出先となっている場合、「横浜市長」などとしたか。 | — | — | |
| ③ | 届出者 | 郵便番号 | 提出日時点の地域で通常使われている郵便番号か。 大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。 | | |
| | | 住所 | 提出日時点の事業者の住所（法人にあっては登記上の本社）としたか。 | | |
| | | 氏名（法人にあっては名称） | 法人の場合、提出日時点の法人名（登記上の名称）及び法人の代表者名（登記している）を記入したか。 | | |
| | | ふりがな | ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。 | | |
| | | 代理人 | 化学物質の管理・責任を有する者か。法人内部で委任行為をした者か。 代理人役職を記入したか。 | | |
| ④ | 事業者の名称 | 法人の場合、把握年度4月1日時点の法人名（登記上の名称）としたか。 | | | |
| | | ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。 | | | |
| | | 法人番号を記載したか。（法人番号は国税庁HPで確認可能） | | | |
| ⑤ | 事業所の名称 | 把握年度4月1日時点の工場、事業場の名称としたか。 また、事業者名称は省略しているか。 | | | |
| | | ふりがなを記入したか（書面届出のゴム印使用時に注意）。 | | | |
| ⑥ | 事業所の所在地 | 把握年度4月1日時点の地域で通常使われている郵便番号か。 大口事業所で使われている個別郵便番号は不可。 | | | |
| | | ふりがなを記入したか。 | | | |
| ⑦ | 事業所において常時使用される従業員の数 | 把握年度4月1日時点の事業所の従業員数としたか。 事業者全体の従業員数ではない。 | | | |

| 記入事項 | | チェック項目 | 届出方法別 | | |
|------|-------------------------|--|-------|----------|------|
| | | | 電子届出 | 磁気ディスク届出 | 書面届出 |
| ⑧ | 事業所において行われる事業が属する業種 | 「主たる事業」は、出荷額・売上額が最も多い業種を選択したか。 | | | |
| | | 巻末資料の業種コード一覧から業種名、対応する業種コードを選択したか。 | — | — | |
| ⑨ | 第一種指定化学物質の排出量及び移動量 | 別紙の枚数を記入したか。 | — | — | |
| ⑩ | 法第6条第1項の請求に係るものであることの有無 | 「有」「無」のいずれかを選択したか。 秘密情報の請求を行わない場合は「無」である。 | | | |
| ⑪ | 担当者 | 届出内容を把握している担当者か。 | | | |
| | | ふりがなを記入したか。 | | | |
| | | メールアドレスを記入したか。 | | | |

○届出書（様式1）「別紙」

| 記入事項 | | チェック項目 | 届出方法別 | | |
|--------|----------------|--|-------|----------|------|
| | | | 電子届出 | 磁気ディスク届出 | 書面届出 |
| ① | 別紙番号 | 「第一種指定化学物質」の管理番号の順番（昇順）に並べ、1から順に連続する番号としたか。 | — | — | |
| ② | 第一種指定化学物質の名称 | 記入した化学物質に誤りはないか。 | — | — | |
| ③ | 第一種指定化学物質の管理番号 | 化学物質の名称に対応する管理番号を記入したか。 | — | — | |
| ④ ⑤ | 排出量 移動量 | 排出量、移動量は、有効数字2桁で記入したか？ （例：「12.2」→「12」、「1,875」→「1,900」と記入） ダイオキシン類の場合、小数点以下でも有効数字2桁としたか。 （例：「0.000364」→[0.00036] 「0.103」→[0.10]） | — | — | |
| | | 排出量及び移動量の全ての項目について、空欄はないか。（排出量がない項目についても「0.0」と記入） | — | — | |
| | | 過去に届け出た排出量等の数字と比較して、妥当な数字であるか。計算間違いによる桁違いなどはないか。 | | | |
| | | 排出量及び移動量の合計が取扱量を超えていないか。 | | | |
| | | 『 <input type="checkbox"/> 公共用水域への排出』の欄に記入する排出先名は、経済産業省、環境省、N I T Eのホームページにある「公共用水域の名称」一覧から選択したか？ | — | — | |
| | | 『下水道終末処理施設の名称』は経済産業省、環境省、N I T Eのホームページにある「下水道終末処理施設の名称」一覧から選択したか。 | — | — | |
| | | 『 <input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動（イ以外）』の移動量がある場合は、『廃棄物の処理方法』又は『廃棄物の種類』で該当する項目を選択したか。 | — | — | |
| | | 『 <input type="checkbox"/> 当該事業所の外への移動量（イ以外）』の移動量がある場合、製品や有価物の量が記入されていないか。※製品（有価物）は移動量に含めない。 ②に記入した物質ではないものに変化した量が含まれていないか。 | | | |

○その他

| 記入事項 | | チェック項目 | 届出方法別 | | |
|------|----------------|---|-------|----------|------|
| | | | 電子届出 | 磁気ディスク届出 | 書面届出 |
| ① | 届出提出 | 書面による届出は、様式第1の本紙と全ての別紙（別紙については別紙番号順に）を重ね、左上1箇所をホチキスで綴じたか。 | — | — | |
| | | 磁気ディスク届出は、磁気ディスクに必要な事項を記入したラベルを貼付したか。 | — | | — |
| ② | PRTR届出作成支援システム | PRTR届出作成支援システムで、届出書を作成する場合、保存等の作業で、エラーメッセージが全てなくなっているか。 | | | |
| ③ | 変更届出 | 磁気ディスクによる変更届出では、提出票と内容変更依頼書があるか。 | — | | — |

－ 電子による届出利用のお願い －

化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTRの届出では2003年度よりインターネットによる電子届出を受け付けております。

電子による届出は、

- 窓口への届出書の持参又は郵送の必要がなく届出ができる。
- 入力補助機能・入力ミスチェック機能が付いているため、簡単に届出書の作成ができ、また記入漏れ等を防止できる。
- 届出データを電子ファイルで保存・管理できる。
- 基本、前年度の電子届出の情報がデフォルトとして表示されている（別紙の排出量等の数値以外）。

などの特長があり、とても便利です。

※前年度に電子届出であれば、2024年度届出から必要となる「第一種指定化学物質の管理番号」へは、物質が分離・統合・削除されていない限り、自動的に切り替わります。

2022年度の届出より、クライアント証明書のインストールが不要となり、PRTR届出システムがより簡便に利用できるようになりました。

インターネットを利用した電子による届出をぜひご利用ください。
(詳細は本書6ページからのⅡ. 電子による届出についてをご覧ください。)

<電子による届出に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (NITE)

化学物質管理センターリスク管理課システムサポート

E-mail: info_prtr@nite.go.jp TEL: 03-5465-1683 (直通)